

# 渡名喜村 S S 過疎地対策計画

令和 8 年 2 月

渡名喜村

## 目 次

I.	渡名喜村 S S 過疎地対策計画に策定にあたって	1
II.	地域の現状	2
1.	地理的条件	2
2.	人口・世帯	3
3.	産業構造	6
4.	道路交通・観光	8
5.	航路	9
6.	燃料供給拠点	10
7.	渡名喜村の石油製品流通の実態	11
III.	地域の石油製品流通の実態及び S S に対するニーズ・石油製品需要等の把握	13
1.	石油製品流通関係事業者へのヒアリング調査	13
2.	住民アンケート調査	16
3.	事業者ヒアリング調査	28
4.	村内の石油製品需要の現状及び将来需要予測	34
5.	地域の S S ・ 石油製品供給体制に対するニーズの整理	37
IV.	渡名喜村の石油製品流通の問題点・課題を解決するための方策に関する調査	38
1.	先進地調査	38
2.	渡名喜村における石油製品供給の問題点・課題	43
3.	解決方策の検討	44
4.	具体的な運営体制の検討と収支シミュレーション	47
V.	渡名喜村 S S 過疎地対策計画	56
1.	対策の基本方針	56
2.	対策内容	56
3.	アクションプラン	58

## I. 渡名喜村SS過疎地対策計画に策定にあたって

### 1. 渡名喜村SS過疎地対策計画策定の背景・目的

渡名喜村では、民間事業者が運営する給油所が村内唯一のSS（サービスステーション＝ガソリンスタンド）である。渡名喜村におけるSSは自家用車向けのガソリン、ボイラーや焼却炉向けの灯油、建設業の車両・重機等向けの軽油、漁船向けのA重油など、住民の日常生活や島内産業における燃料供給拠点である。また、石油製品は災害時にも供給が容易なエネルギー源であることから、SSは災害時の燃料供給拠点として、防災面での重要性も指摘されている。

このように、SSは必要不可欠なインフラの1つである一方、渡名喜村の人口減少等に伴い、島内における石油製品の需要は減少してきているとともに、SSは危険物を取り扱う施設であるため、その維持管理には十分配慮する必要があり、当該SSにおいても老朽化に伴う施設・設備の更新や修繕等が必要な状況となっているが、これには相応の費用がかかるため、民間事業者だけで投資を行うのは困難な状況となっている。また、SSの運営に必要な人材も不足しており、渡名喜村においては現在の運営事業者によるSSの維持・存続も困難な状況となっている。

こうした課題に対する対策を講じるため、渡名喜村は経済産業省の「自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業補助金」を活用し、渡名喜村SS過疎地域対策計画を策定することとした。

### 2. 渡名喜村SS過疎地対策計画策定

渡名喜村SS過疎地域対策計画の策定にあたっては、地域の現状や地域の石油製品需要、地域のSSに対するニーズ、石油製品供給体制等を把握・整理したうえで、渡名喜村が主体となって、渡名喜村、地域住民、関係団体等を構成員とした「渡名喜村SS過疎地対策協議会」を開催し、同協議会での検討を踏まえ渡名喜村SS過疎地対策計画を策定した。

表I-1 渡名喜村SS過疎地対策協議会の開催概要

回次	日 時	会 場	議 事
第1回	令和7年 7月9日（水） 13:30～15:00	渡名喜村役場 2階大会議室	(1) 事業実施計画について (2) 地域の現状把握、渡名喜島の石油流通の実態について (3) 村民アンケート調査・村内事業者ヒアリング調査の概要
第2回	令和7年 12月4日（水） 13:30～15:00	渡名喜村役場 2階大会議室	(1) 調査結果の報告 (2) 渡名喜村SS過疎地対策計画の方向性 (3) 計画策定に向けた今後の事業の進め方
第3回 (予定)	令和8年 1月23日（金） 13:30～15:00	渡名喜村役場 2階大会議室	(1) 渡名喜村SS過疎地対策計画（案） (2) 渡名喜村SS過疎地対策計画に基づく今後の事業の進め方

## III. 地域の現状

### 1. 地理的条件

渡名喜村は有人島の渡名喜島と無人島の入砂島の2島から構成されており、西に久米島、北に粟国島、南東に慶良間諸島を望み、これらの島々で形成される三角形のほぼ中央に位置している。渡名喜島の面積は3.58km<sup>2</sup>、海岸延長は17.7kmとなっている。

渡名喜島の成り立ちは、もともと南北2つの島であったものが、両島の間に砂が堆積し一つの島になったと言われている。そのため、現在でも南北で地形が異なり、北部は緩やかな丘陵地帯、南部は石灰岩が露出した山岳地帯となっている。また、島の総面積の約7割が丘陵を主体とした山岳地域となっており、集落は島中央部の平坦地一円に形成されている。

また、イノー（礁池）を含む島全体が県立自然公園に指定されており、特徴ある地形や地質、動植物が保全されている。

図II-1 渡名喜島の位置図

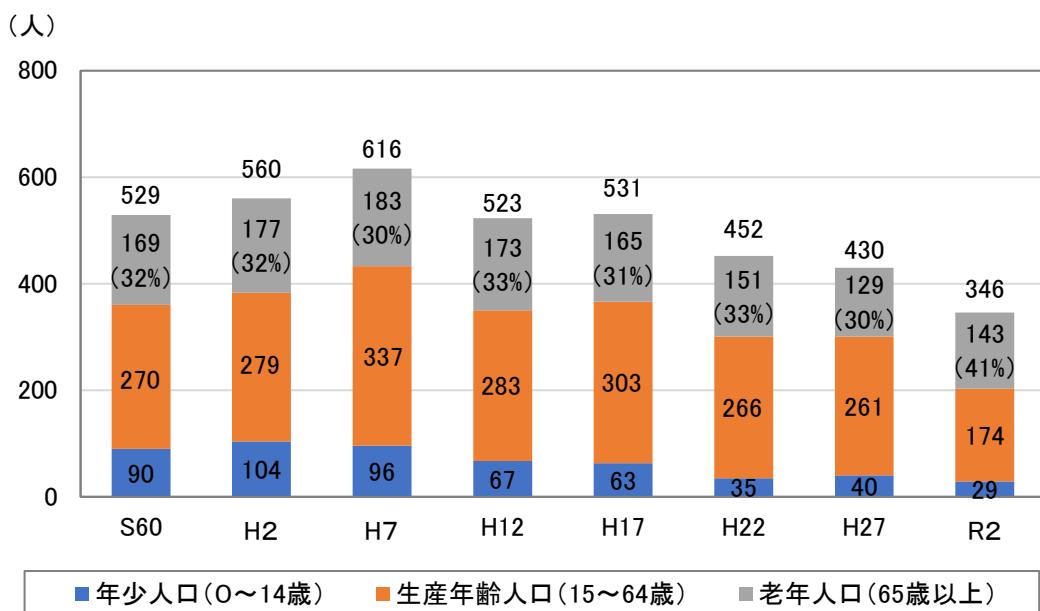


## 2. 人口・世帯

### (1) 人口・高齢化率の推移

- 昭和 60 年から令和 2 年にかけての渡名喜村の人口（国勢調査、各年 10 月 1 日時点）をみると、平成 7 年まで増加傾向にあったが、それ以降は減少傾向に転じ、直近の令和 2 年では 346 人となっている。
- 高齢化率をみると、昭和 60 年から平成 27 年までは 30～33% の間で推移していたが、平成 27 年から令和 2 年の 5 年間で 11 ポイント増加し、41% となっている。

図II-2 渡名喜村の人口の推移（昭和 60 年～令和 2 年）

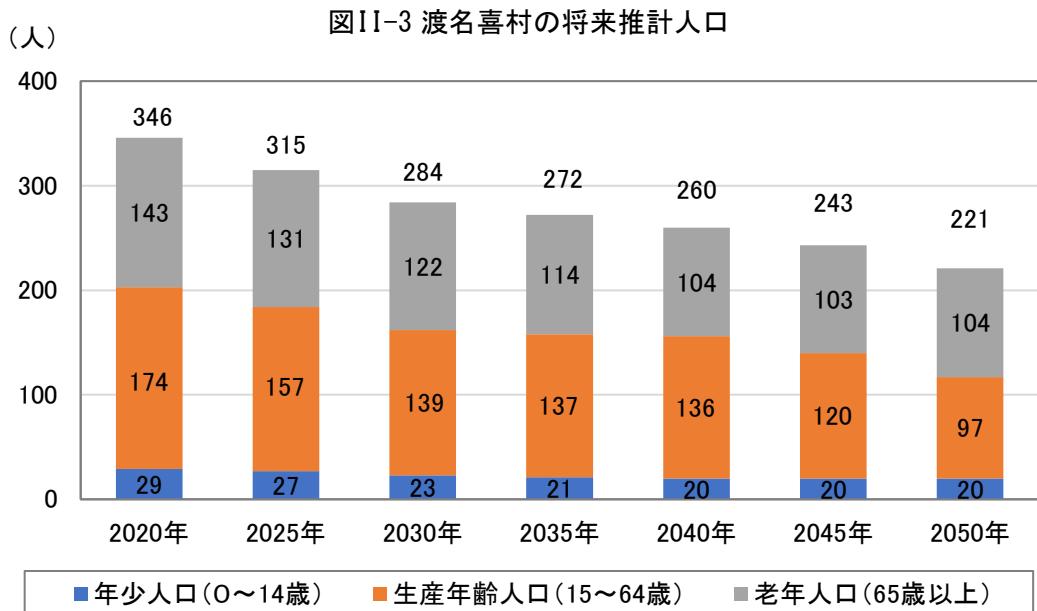


注：（ ）内は高齢化率（老人人口÷各年齢層の合計）。

出典：「国勢調査（昭和 60 年～令和 2 年）」（総務省）

## (2) 将来推計人口

- 令和2年（2020年）の国勢調査人口を基点とした将来推計人口によると、2050年の渡名喜村の人口は221人と推計されており、今後30年で現在の約64%まで減少するものと推計されている。

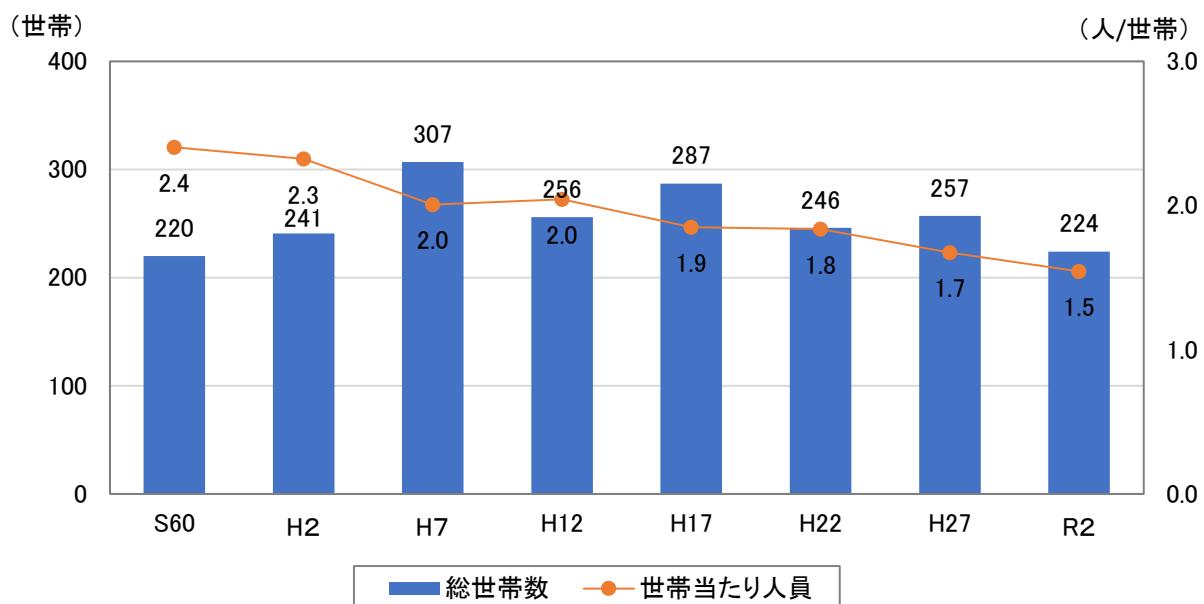


出典：「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

### (3) 世帯数

- ・渡名喜村における昭和 60 年から令和 2 年にかけての総世帯数の推移をみると、昭和 60 年から平成 7 年にかけて 220 世帯から 307 世帯と増加傾向にあったが、以降は減少傾向に転じ、足下の令和 2 年は 224 世帯となっている。
- ・一方で、1 世帯当たりの人員は、昭和 60 年から令和 2 年にかけて、2.4 人から 1.5 人と約 38% 減少しており、世帯の小規模化（核家族化）が進行していることが推察される。

図II-4 渡名喜村の世帯数と世帯当たり人員の推移



出典：「国勢調査（昭和 60 年～令和 2 年）」（総務省）

### 3. 産業構造

#### (1) 経済活動別市町村内総生産

- 令和4年度の渡名喜村の域内総生産は約11億円となっており、域内総生産の内訳をみると、「建設業」、「公務」、「教育」の順に多い。
- 渡名喜村内総生産の構成比を沖縄県内総生産の構成比と比較すると、特に「建設業」（渡名喜村：31.6%、沖縄県全体：8.9%）、「教育」（渡名喜村：18.2%、沖縄県全体：5.9%）、「公務」（渡名喜村：20.4%、沖縄県全体：9.9%）の比率が高く、「専門・科学技術、業務支援サービス業」（渡名喜村：0%、沖縄県全体：10.8%）、「不動産業」（渡名喜村：4.8%、沖縄県全体：12.6%）、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」（渡名喜村：-2.3%、沖縄県全体：2.0%）の比率が低いという特徴がある。

表II-1 渡名喜村内総生産の内訳及び構成比（令和4年度：経済活動別 沖縄県比較）

産業分類		沖縄県合計 (百万円)	沖縄県合計 (%)	渡名喜村 (百万円)	渡名喜村 (%)
第1次産業	農業	35,748	0.8	0	0.0
	林業	364	0.0	0	0.0
	水産業	8,017	0.2	60	5.5
第2次産業	鉱業	10,741	0.2	0	0.0
	製造業	180,051	4.0	0	0.0
	建設業	398,736	8.9	346	31.6
第3次産業	電気・ガス・水道・廃棄物処理業	88,424	2.0	-25	-2.3
	卸売・小売業	421,393	9.4	16	1.5
	運輸・郵便業	285,382	6.4	32	2.9
	宿泊・飲食サービス業	168,075	3.8	42	3.8
	情報通信業	168,241	3.8	0	0.0
	金融・保険業	175,765	3.9	19	1.7
	不動産業	561,702	12.6	53	4.8
	専門・科学技術、業務支援サービス業	483,505	10.8	0	0.0
	公務	441,237	9.9	223	20.4
	教育	262,517	5.9	199	18.2
	保健衛生・社会事業	561,255	12.6	123	11.2
	その他のサービス	241,123	5.4	15	1.4
小計（A）		4,492,276	100.7	1,103	100.7
輸入品に課される税・関税等（B）		-30,746	-0.7	-8	-0.7
合計（A - B = C）		4,461,530	100	1,095	100

注1：各産業の構成比は合計（C）を100%として、各産業及び、輸入品に課される税・関税等の比率を算出した。

注2：各産業の構成比は小数点2位以下を四捨五入して記載しているため、表中の各産業の構成比の合計値と、小計（A）のポイント値は一致しない。

出典：「沖縄県市町村民経済計算（令和4年度）」（沖縄県）

## (2) 事業所数・従業者数

- ・渡名喜村の就業者数（令和2年）は192人となっている。
- ・内訳をみると、「建設業」、「公務（他に分類されるものを除く）」、「教育、学習支援業」の順に多い。
- ・渡名喜村の就業者数の構成比を沖縄県全体の構成比と比較すると、特に「建設業」（渡名喜村：21.9%、沖縄県全体：9.0%）、「公務（他に分類されるものを除く）」（渡名喜村：17.2%、沖縄県全体：6.2%）の比率が高く、「卸売業、小売業」（渡名喜村：3.1%、沖縄県全体：14.1%）「医療、福祉」（渡名喜村：7.8%、沖縄県全体：15.7%）の比率が低いという特徴がある。

表II-2 渡名喜村の就業者数の内訳及び構成比（令和2年：産業大分類別 沖縄県比較）

産業（大分類）	沖縄県合計		渡名喜村	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
A 農業、林業	20,949	3.6	11	5.7
うち農業	20,781	3.6	11	5.7
B 漁業	2,318	0.4	12	6.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	289	0.1	-	-
D 建設業	52,022	9.0	42	21.9
E 製造業	27,042	4.7	3	1.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,096	0.5	7	3.6
G 情報通信業	14,375	2.5	-	-
H 運輸業、郵便業	25,594	4.4	10	5.2
I 卸売業、小売業	81,655	14.1	6	3.1
J 金融業、保険業	11,040	1.9	-	-
K 不動産業、物品賃貸業	13,445	2.3	-	-
L 学術研究、専門・技術サービス業	18,500	3.2	1	0.5
M 宿泊業、飲食サービス業	46,677	8.1	14	7.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,007	3.8	1	0.5
O 教育、学習支援業	33,978	5.9	18	9.4
P 医療、福祉	90,530	15.7	15	7.8
Q 複合サービス事業	4,924	0.9	9	4.7
R サービス業（他に分類されないもの）	49,805	8.6	9	4.7
S 公務（他に分類されるものを除く）	35,800	6.2	33	17.2
T 分類不能の産業	23,373	4.0	1	0.5
総数	577,419	100	192	100

出典：「国勢調査（令和2年）」（総務省）

## 4. 道路交通・観光

### (1) 道路整備状況

- ・島内に国道はなく、県道、村道、農道及び林道が整備されている。
- ・県道は県道 188 号線（渡名喜港線）の 1 路線のみであり、渡名喜港から渡名喜村役場までを結んでいる。総延長は 25m であり、沖縄県の県道で最も短い総延長となっている。
- ・そのほか、村道は計 27 路線で総延長は 9,025m、農道は計 41 路線で総延長は 8,068m、林道は 1 路線で総延長は 8,068m となっている。

表II-3 渡名喜村の道路整備状況

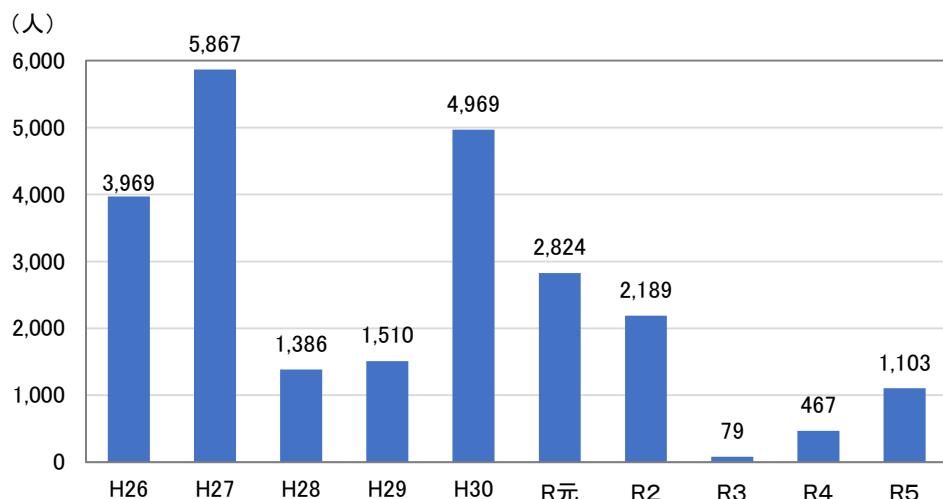
区分	路線数	総延長 (m)
県道	1	25
村道	27	9,025
農道	41	8,068
林道	1	2,858

出典：「沖縄県の道路 2024（令和 6 年）」（沖縄県）、  
「渡名喜村公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）」（渡名喜村）

### (2) 入域観光客数の推移

- ・渡名喜村における過去 10 年間の入域観光客数の推移をみると、年度ごとにばらつきが大きく、平成 26 年度から 27 年度にかけて 3,969 人から 5,867 人と 1,898 人（約 50%）増加したが、その翌年の平成 28 年度は 1,386 人で、4,481 人（約 74%）減少している。
- ・また、コロナ禍の令和 3 年度には前年の 2,189 人から 79 人へと激減したが、以降は上昇傾向に転じており、令和 4 年は 467 人、令和 5 年は 1,103 人となっている。

図II-5 渡名喜村における年間入域観光客数（平成 26 年～令和 5 年）



注：各年度は 3 月から翌年 2 月までの数値。

出典：「離島関係資料（平成 29 年 1 月～令和 7 年 3 月）」（沖縄県）

## 5. 航路

### (1) 概要

- ・渡名喜村へのアクセスは航路のみであり、久米島株式会社がフェリーを運航している。
- ・航路は、那覇（泊）港～渡名喜港～久米（兼城）港で、那覇港～久米港間を1日2往復しており、そのうち第1便が渡名喜港に寄港する。なお、4月から10月の毎週金曜日にかけては、久米島発の第2便も渡名喜港に寄港する。

表II-4 渡名喜村へのフェリーの運航ダイヤ（那覇港発）

	那覇港	渡名喜港	久米島港	備考
1便	9:00発	10:55着 11:10発	12:30着	毎日運航
2便	14:00発	-	17:00着	月曜を除き 毎日運航

表II-5 渡名喜村へのフェリーの運航ダイヤ（久米島港発）

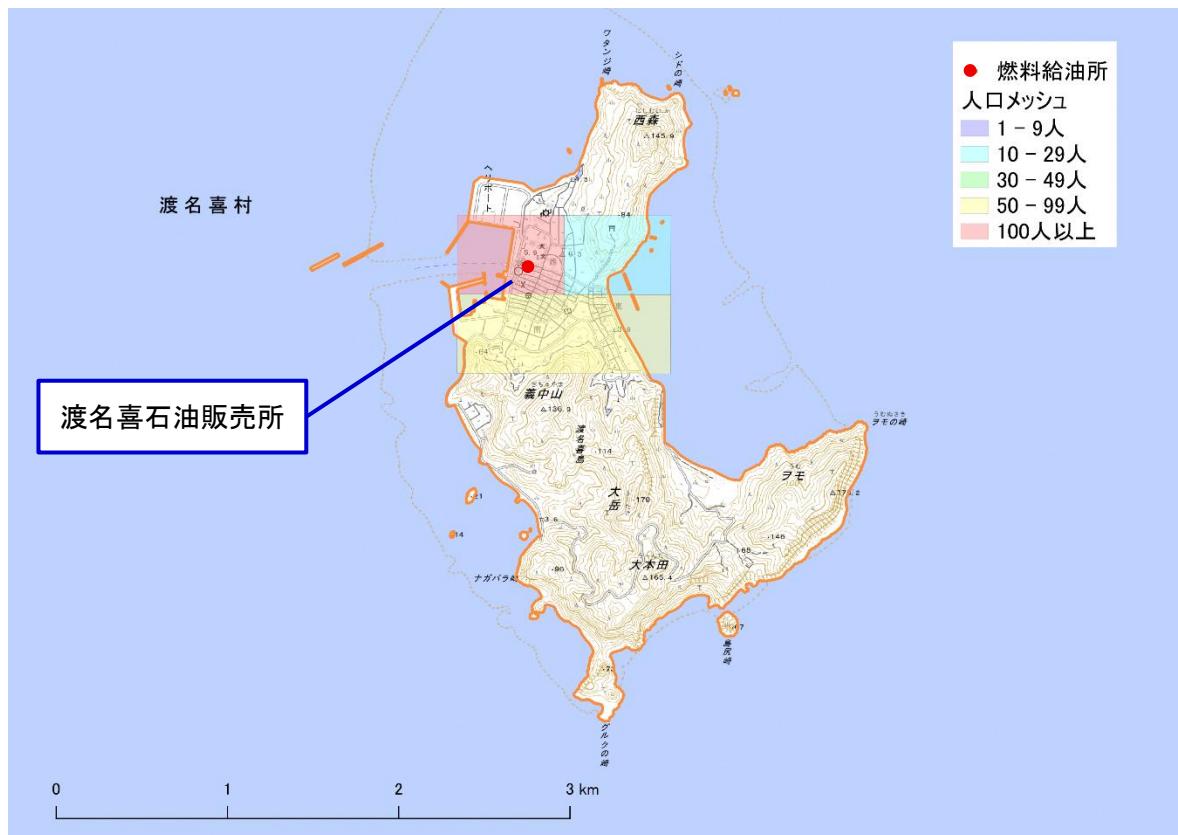
	久米島港	渡名喜港	那覇港	備考
1便	9:00発	10:20着 10:35発	12:30着	毎日運航
2便	14:00発	15:20着 15:35発	17:00着	4～10月の 金曜のみ運航
2便	14:00発	-	17:00着	4～10月の月曜・ 金曜を除き運航

出典：久米商船HP

## 6. 燃料供給拠点

- ・渡名喜村に所在する燃料給油所は、渡名喜港付近の渡名喜石油販売所のみである。
- ・渡名喜島の海岸延長は約 17 kmで、車であれば 30 分程度で 1 周できるほどの広さである。また、人口メッシュをみると、島民の多くが給油所付近に居住していることが分かる。
- ・そのため、他の S S 過疎地と比較すると、現状は給油面での負担はそれほど大きくないと考えられるが、離島であることから給油所が休止又は廃止された場合には、大きな支障が生じることが考えられる。

図II-6 渡名喜村における S S の立地及び道路距離及び所要時間



出典：「電子国土基本図（単色地図）」（国土地理院）  
「令和 2 年国勢調査」（国勢調査）

## 7. 渡名喜村の石油製品流通の実態

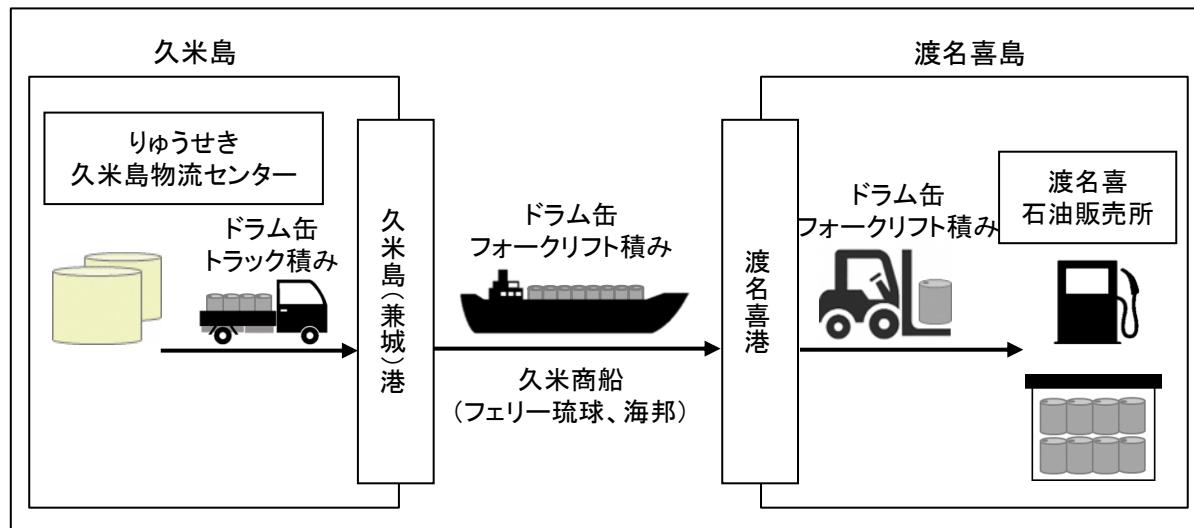
### (1) 石油製品流通経路

渡名喜村の燃料給油所は商系の渡名喜石油販売所のみである。

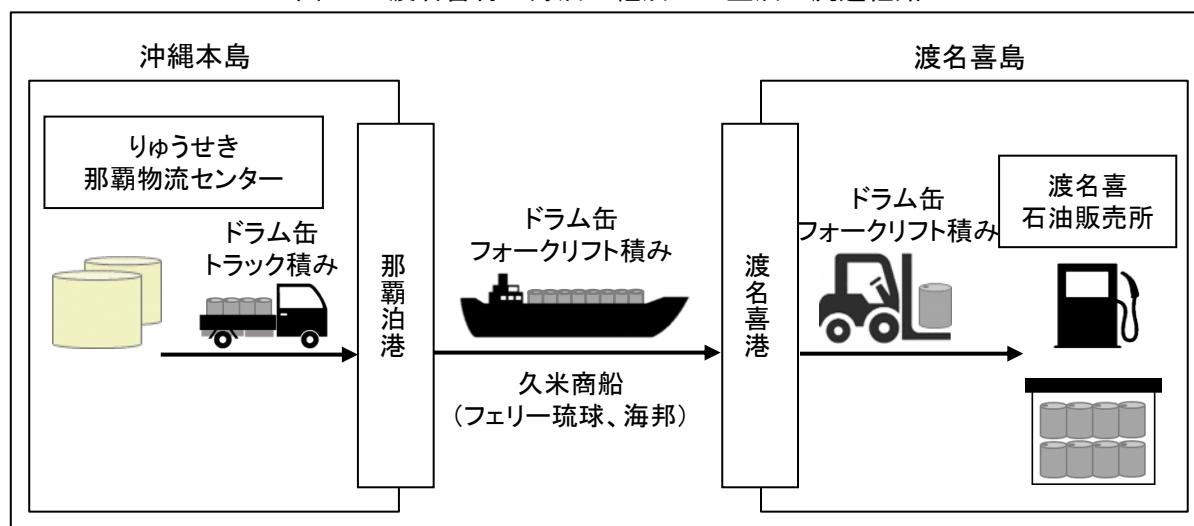
渡名喜石油販売所で販売されるガソリンは、久米島のりゅうせき久米島物流センター（油槽所）でドラム缶に充填し、久米島（兼城）港まで陸送し、久米島（兼城）港で久米商船のフェリーにドラム缶を積載し、渡名喜港まで海上輸送された後、渡名喜港から渡名喜石油販売所までフォークリフトで陸送されている。ガソリンのみ久米島から仕入れているのは、那覇航路ではLPGガスを輸送しており、ガソリンとの混載が禁止されているためである。

灯油・軽油・A重油は、沖縄本島のりゅうせき那覇支店（油槽所）でドラム缶に充填し、泊港まで陸送し、泊港から久米商船のフェリーにドラム缶を積載し、渡名喜港まで海上輸送されている（渡名喜港からの輸送方法・経路はガソリンと同様）。

図II-7 渡名喜村のガソリン流通経路



図II-8 渡名喜村の灯油・軽油・A重油の流通経路



## (2) 石油製品の安定供給における問題点・課題

### ■ 渡名喜石油販売所では、廃業の意向がある。

- ・ 渡名喜石油販売所では、渡名喜村の人口減少・高齢化に伴い、石油製品の需要量（販売量）は減少傾向にあり、営業時間を平日8～10時、16～18時に限定して営業することで、運営にかかる費用を削減しながら対応してきたが、以下に記載の問題もあり、経営を維持することが困難となってきたため、廃業の意向がある。

### ■ S S運営に必要な人員の確保ができない。

- ・ 現状、店主および従業員1名でS S運営を行っているが、営業時間中はいずれか1名が常駐する必要がある一方で、軽油やA重油の配達販売や兼業事業のL Pガス販売などもあるため、S Sの運営に必要な人材も十分に確保できていない状況にある。

### ■ タンクがないため、タンクローリーによる仕入れができず、ドラム缶の取り扱いが煩雑で、人員の負担が大きい。

- ・ 石油製品をタンクローリーで仕入れるためには、受入側に固定式タンクが必要であるが、渡名喜島には固定式タンクがないため、タンクローリー輸送による仕入れができない。
- ・ タンクローリーによる仕入れができないため、ドラム缶で仕入れを行っているが、渡名喜港から給油所までドラム缶を輸送する際には、フォークリフトでの取り回しが必要になるとともに、ドラム缶から簡易計量機への移し替えが必要になるなど、仕入れにかかる負担が大きい。
- ・ なお、以前は自社保有のフォークリフトを使用していたが、故障したため現在は渡名喜村役場のフォークリフトを借用してドラム缶輸送を行っている。
- ・ 仕入先においても、ドラム缶による石油製品の供給は、タンクローリーによる供給に比べて作業負担が大きくなっている。

### III. 地域の石油製品流通の実態及びSSに対するニーズ・石油製品需要等の把握

#### 1. 石油製品流通関係事業者へのヒアリング調査

##### (1) SS運営事業者（渡名喜石油販売所）

表III-1 調査結果（渡名喜石油販売所）

調査項目	調査結果																														
石油製品販売事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ENEOS系列の販売店で、村内唯一のSSを運営している。</li> <li>従業者数は、店主1名、パート・アルバイト1名の計2名。</li> <li>営業日・営業時間は、平日（月曜日～金曜日）の8:00～10:00と16:00～18:00となっており、土日は定休日となっている。</li> <li>石油製品販売事業は、ガソリンと灯油の店頭販売のほか、灯油・軽油・A重油の配達販売を行っている。</li> <li>油外事業は行っておらず、兼業事業としてLPガス販売を行っている。</li> </ul>																														
石油製品の需 要動向	<p><b>【ガソリン】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売方法は、店頭での車両給油のほか、船外機用の燃料として携行缶での販売もある。人口減少に伴い、需要は減少傾向。</li> </ul> <p><b>【灯油】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売方法は、店頭にてドラム缶からポリタンクに注油して販売しており、注油したポリタンクを配達することもある。ボイラーの燃料としての需要がメインであり、ガソリンと同様に、人口減少に伴い、減少傾向。</li> </ul> <p><b>【軽油】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売方法は、タンクローリーによる配達がメインだが、ポリタンクでの販売もある。</li> <li>船舶の燃料としての需要のほか、トラクターの燃料としての需要もある。島外から工事車両が入ってきた際には、当該車両へ給油することもあるが、最近はあまりなく、こちらも減少傾向。</li> </ul> <p><b>【A重油】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売方法は、タンクローリーによる配達がメイン。船舶の燃料としての需要のみであり、漁業者の減少に伴い、減少傾向。</li> <li>なお、島内の火力発電所でもA重油を使用しているが、当給油所からの販売はなく、立ち合いのみ行っている。</li> </ul> <p style="text-align: center;">過去5年間の油種別年間販売量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>ガソリン</th> <th>灯油</th> <th>軽油</th> <th>A重油</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>45.6 KL</td> <td>21.6 KL</td> <td>80.8 KL</td> <td>21.6 KL</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>40.0 KL</td> <td>20.8 KL</td> <td>54.4 KL</td> <td>18.2 KL</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>40.8 KL</td> <td>19.2 KL</td> <td>61.6 KL</td> <td>19.6 KL</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>40.0 KL</td> <td>15.2 KL</td> <td>50.4 KL</td> <td>21.6 KL</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>35.2 KL</td> <td>15.2 KL</td> <td>45.8 KL</td> <td>17.6 KL</td> </tr> </tbody> </table>	年度	ガソリン	灯油	軽油	A重油	令和2年度	45.6 KL	21.6 KL	80.8 KL	21.6 KL	令和3年度	40.0 KL	20.8 KL	54.4 KL	18.2 KL	令和4年度	40.8 KL	19.2 KL	61.6 KL	19.6 KL	令和5年度	40.0 KL	15.2 KL	50.4 KL	21.6 KL	令和6年度	35.2 KL	15.2 KL	45.8 KL	17.6 KL
年度	ガソリン	灯油	軽油	A重油																											
令和2年度	45.6 KL	21.6 KL	80.8 KL	21.6 KL																											
令和3年度	40.0 KL	20.8 KL	54.4 KL	18.2 KL																											
令和4年度	40.8 KL	19.2 KL	61.6 KL	19.6 KL																											
令和5年度	40.0 KL	15.2 KL	50.4 KL	21.6 KL																											
令和6年度	35.2 KL	15.2 KL	45.8 KL	17.6 KL																											

調査項目	調査結果
石油製品の仕入実態	<p>【ガソリンの仕入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・りゅうせき久米島物流センターに電話で注文を行っており、仕入日の前日に、パレット積みの空ドラム缶を久米島行きの旅客フェリーにて海上輸送する。久米島（兼城）港到着後、りゅうせきの従業員が空ドラム缶を受け取り、りゅうせき久米島物流センターにて充填した後、再び久米島（兼城）港まで陸送の上、那覇行き（渡名喜島経由）の旅客フェリーにて海上輸送する。渡名喜港到着後、渡名喜石油販売所まではフォークリフトで陸送する。</li> </ul> <p>【灯油・軽油・A重油の仕入】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・りゅうせき那覇支店に電話で注文を行っており、仕入日の前日に、パレット積みの空ドラム缶を那覇行きの旅客フェリーにて海上輸送する。那覇（泊）港到着後、りゅうせきの従業員が空ドラム缶を受け取り、りゅうせき那覇支店にて充填した後、再び那覇（泊）港まで陸送の上、久米島行き（渡名喜島経由）の旅客フェリーにて海上輸送する。渡名喜港到着後、渡名喜石油販売所まではフォークリフトで陸送する。</li> </ul>
L P ガス販売事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼業事業として L P ガス販売も行っており、沖縄本島のりゅうせきの充填所で充填された 20kg ボンベを海上輸送し、島内各戸に配達している。</li> </ul>
事業を継続するうえでの問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売量が減少していること。</li> <li>・現状では、従業員の人工費を工面するので手一杯で、突然の故障等により、施設・設備に追加で修繕等が必要になった場合には、その費用を工面できない。</li> <li>・施設・設備は、運営するために定期的な法定検査等が必要であり、維持管理の面でも課題がある。また、フォークリフトは、自前のものが故障してしまったため、役場から借りて使用している状況である。危険物屋内貯蔵所の老朽化も進んでおり、屋根等の修繕が必要である。</li> <li>・L P ガス販売がなくなると、島民への影響が非常に大きいと想定されるため、新たな事業者に事業を引き継いでもらう際には、給油所運営だけでなく、L P ガス販売も含めて引き継いでもらいたいと考えている。</li> <li>・現状では給油所運営に必要な資格を従業員が、L P ガス販売に必要な資格を店主が保持することで運営できているが、別事業者に事業を引き継ぐ際には、資格保有者の確保も課題となる可能性がある。</li> </ul>
問題点・課題の解決に向けた方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員の人工費を工面するので手一杯である状況から、施設・設備の維持を事業者のみで対応することは困難な状況であり、役場から支援してもらえたとありがたい。これは、新体制での給油所運営がスタートするまでの間で、そういった費用が発生した場合にも、役場から同様に支援してもらいたい。</li> <li>・運営にあたって、資格保有者の確保が課題であり、特に L P ガス販売を行うために必要な高圧ガス保安主任者（第二種販売）の確保がネックとなるが、引き継ぎ当初は、資格を保有している桃原様にお手伝いいただくことも可能とのことである。また、資格の取得に向けて、役場から支援があるとよいのではないか。</li> <li>・事業を引き継いでもらえるのであれば、現在の給油所施設および L P ガスの保管施設を賃借することも可能である。</li> </ul>

(2) 仕入先特約店（株式会社りゅうせき 那覇支店）

表III-2 調査結果（株式会社りゅうせき 那覇支店）

調査項目	調査結果
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ENEOS系列の特約店で、浦添市に本社を置いており、県内に直営40SS、販売店50SSを展開している。</li> <li>久米島物流センターは石油製品の充填配送を行っており、従業員数3名で運営。</li> <li>那覇支店は石油製品の充填配送、海上バージ船給油等を行っており、従業員数41名で運営。</li> </ul>
渡名喜への石油製品の供給実態	<p>【ガソリンの供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕入日の前日に渡名喜石油販売所から電話で注文を受け、当社所有の空ドラム缶4本がパレット積みされ、旅客フェリーで久米島兼城港まで航送される。</li> <li>フェリーの到着時間帯に合わせてりゅうせきの従業員が港に向かい、パレット積みされた空ドラム缶をトラックに積載し、久米島物流センターまで陸送し、その日のうちにドラム缶にガソリンを充填する。渡名喜島行きのフェリーは翌朝9時に出港するため、8時半には兼城港で待機する必要があり、前日夕方までに充填作業を行つておく必要がある。</li> <li>充填したドラム缶は4本単位でパレット積みし、転倒防止のため結束バンド（PPバンド等）で梱包する。</li> <li>翌朝の（渡名喜島経由）那覇行きフェリーの出港に合わせて、りゅうせきの従業員が久米島物流センターから兼城港までトラックで陸送し、フェリーに積載する。</li> </ul> <p>【灯油・軽油・A重油の供給】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仕入日の前日に渡名喜石油販売所から電話で注文を受け、当社所有の空ドラム缶4本がパレット積みされ、旅客フェリーで那覇泊港まで航送される。</li> <li>フェリーの到着時間帯に合わせてりゅうせきの従業員が港に向かい、パレット積みされた空ドラム缶をトラックに積載し、那覇支店まで陸送し、その日のうちにドラム缶に灯油・軽油・A重油を充填する。渡名喜島行きのフェリーは翌朝9時に出港するため、8時半には泊港で待機する必要があり、前日夕方までに充填作業を行つておく必要がある。</li> <li>充填したドラム缶は4本単位でパレット積みし、転倒防止のため結束バンド（PPバンド等）で梱包する。</li> <li>翌朝の（渡名喜島経由）久米島行きフェリーの出港に合わせて、りゅうせきの従業員が那覇支店から泊港までトラックで陸送し、フェリーに積載する。</li> </ul>
渡名喜村SS過疎地対策計画への意見・要望等	<ul style="list-style-type: none"> <li>改装時の投資回収や重伝建など様々な課題を勘案した場合、既存施設の継続利用が最適であると考える。また、供給体制についてもIBCコンテナを導入した場合、久米島物流センターにてフォークリフト導入やコンテナ容器の検査など物流コストが上昇する見込みのため、現体制(全油種ドラム缶輸送)を維持していただきたい。</li> <li>仮に売木村のようなコンテナ型給油所などを検討する場合は、ハザードマップ等ご確認いただき、高台など災害時にも対応可能な候補地を選定いただき、かつ燃料輸送の荷姿については物流コスト抑制のため、ローリーではなくIBCコンテナ(1KL～2KL)にて供給体制を構築していきたい。</li> </ul>

## 2. 住民アンケート調査

### (1) 調査概要

表III-3 調査概要

項目	内容
調査目的	・渡名喜村における村民の石油製品の利用状況や S S・石油製品供給体制に対するニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施した。
調査方法	・渡名喜村からの回覧物にあわせて調査票を配布し、郵送（料金受取人払い）にて回収した。高齢者等の回答が困難な一部の世帯には、調査員が訪問し、回答のサポートを行うとともに、アンケート調査票を回収した。
調査対象	・調査対象は、渡名喜村の一般世帯 224 世帯とした。
調査実施日	・令和 7 年 9 月 24 日～令和 7 年 10 月 10 日
調査項目	・基本属性 ・石油製品の購入実態 ・今後の石油製品の供給体制に望むこと ・その他
配布・回収数	・224 票配布し、80 票回収した。回収率は、35.7%

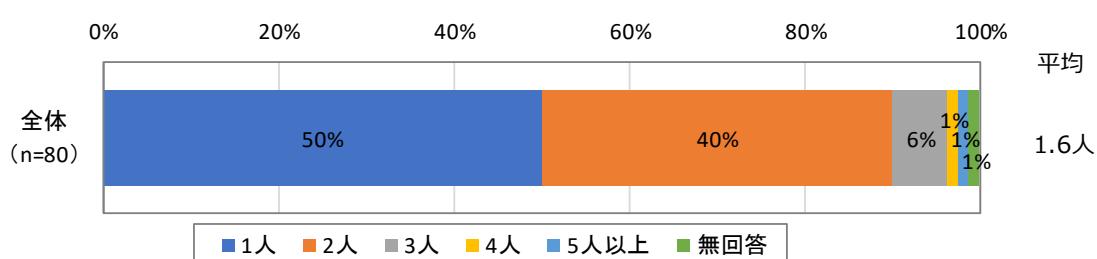
## (2) 調査結果

### 1) 回答世帯の概要

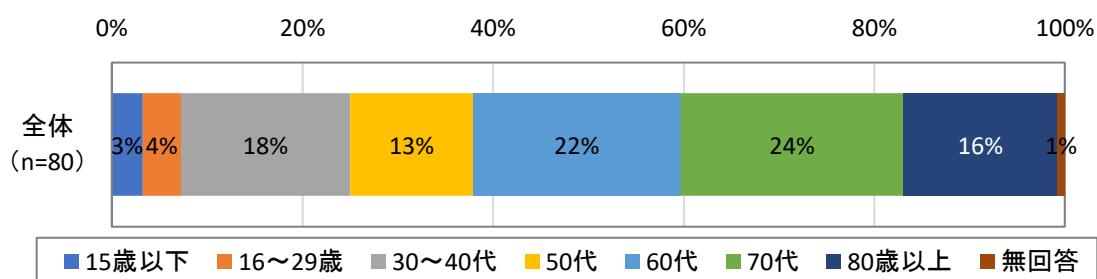
#### ① 世帯員数

- 回答世帯の世帯員数は「1人」が50%と最も多く、次いで「2人」(40%)、「3人」(6%)と続き、世帯員数の平均は1.6人となっている。
- 回答世帯の世帯員数の年代内訳は「70代」が24%と最も多く、次いで「60代」(22%)、「30~40代」(18%)となっており、80歳以上は16%となっている。
- 回答世帯の自動車運転者数の年代内訳は「60代」が31%と最も多く、次いで「30~40代」「70代」(ともに23%)、「50代」(18%)の順である。また、世帯の運転者数の平均は0.8人となっている。

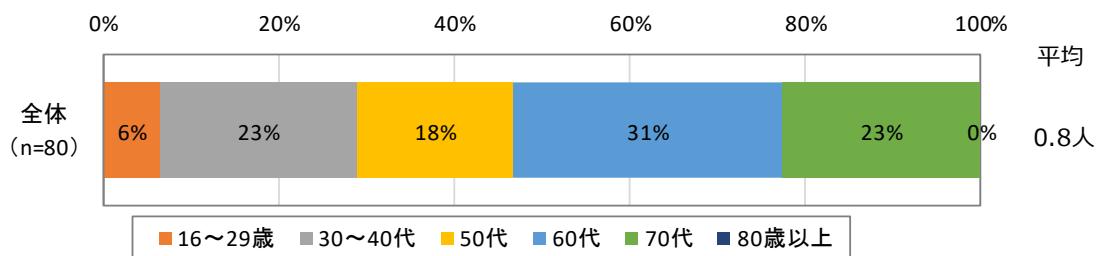
図III-1 世帯員数



図III-2 世帯員数の年代内訳



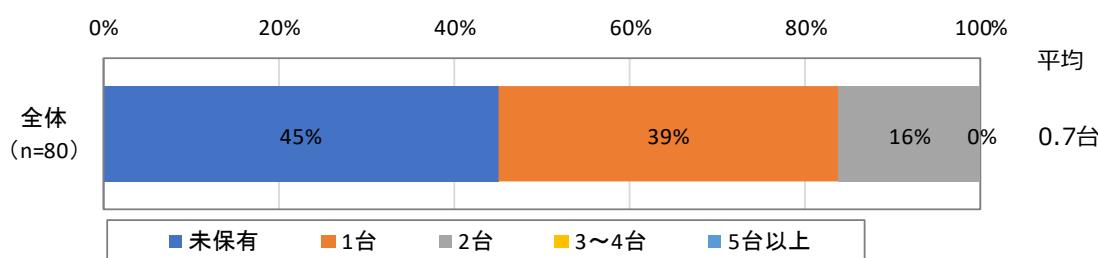
図III-3 自動車運転者数の年代内訳



## ② 自動車保有台数

- 回答世帯の自動車（バイク・原付含む）の保有台数は「未保有」が45%と最も多く、次いで「1台」（39%）、「2台」（16%）の順となっており、3台以上保有している世帯はなかった。平均保有台数は0.7台である。
- 自動車平均保有台数（0.7台）は、平均世帯員数（1.6人）の半分以下で、世帯の運転者数の平均0.8人と同程度なことから、概ね運転者1人に対して1台の自動車を保有していることになる。
- 自動車保有台数の車種別内訳を見ると、平均0.7台のうち、「軽乗用車・軽トラック」は0.5台と最も多く、次いで「普通乗用車」「バイク・原付」（ともに0.7台）となっており少数。「その他」は具体的には船舶。

図III-4 自動車保有台数

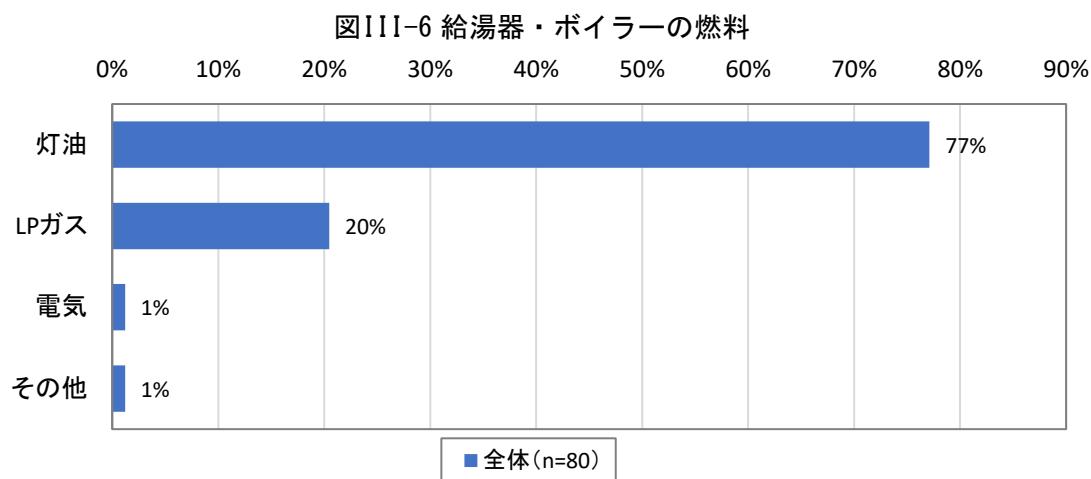


図III-5 自動車保有台数の車種別の内訳



### ③ 給湯器・ボイラーの燃料

- 回答世帯における給湯器・ボイラーの燃料は「灯油」が77%と最も多く、次いで「LPガス」(20%)となっており、「電気」は1%(1世帯)と少数。「その他」はボイラー未保有。

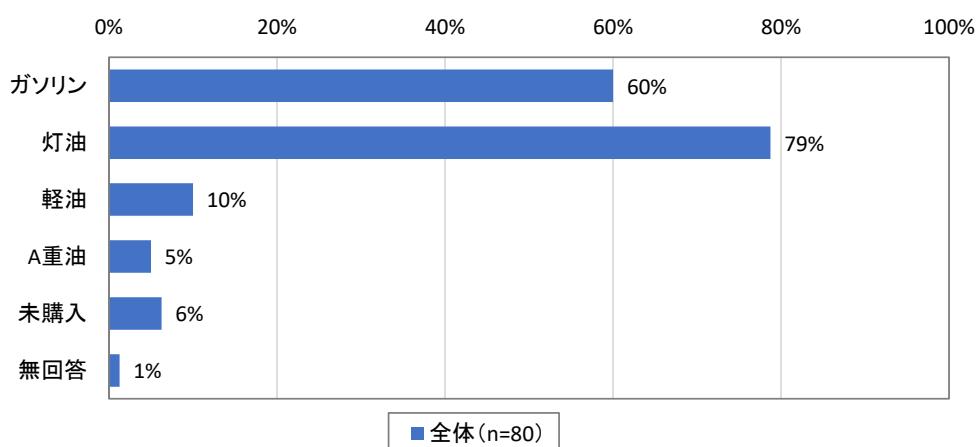


## 2) 石油製品の購入状況

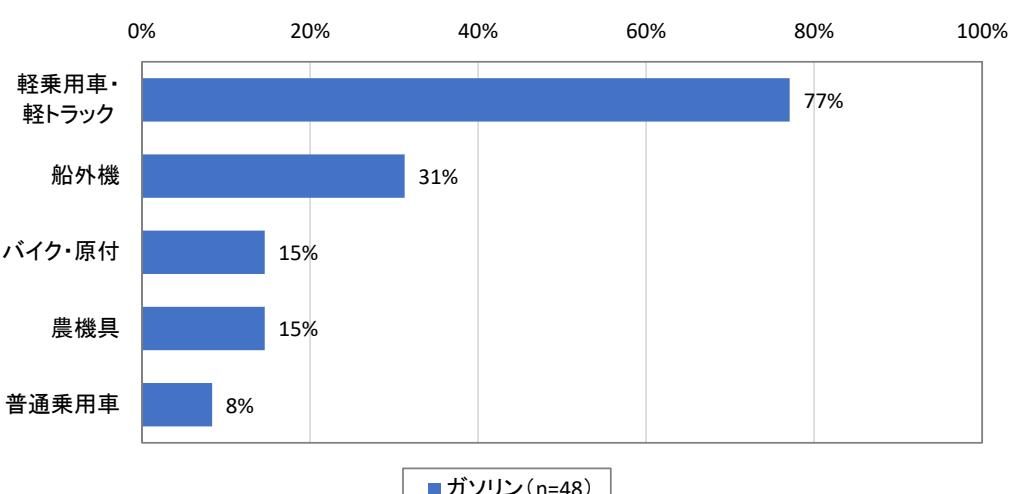
### ① 油種別の石油製品の購入状況・用途

- 回答世帯における石油製品の購入状況は「灯油」が79%と最も多く、次いで「ガソリン」が60%、「軽油」が10%となっており、「A重油」の購入世帯は5%（4世帯）と更に少ない。「未購入」の世帯は6%少数。
- 油種別の用途を見ると、ガソリンは「軽乗用車・軽トラック」が77%と最も多く、次いで「船外機」（31%）、「バイク・原付」「農業用機械」（ともに15%）の順となっており、「普通乗用車」（8%）は少数。「その他」は発電機やビーバーなど。
- 灯油の用途は「ボイラー・給湯器」が100%でそれ以外の用途の回答はなかった。
- 軽油の用途は「船」が75%（3世帯）と最も多く、次いで「重機」（15%、1世帯）となっており、「普通乗用車」「トラック」「農機具」の回答はなかった。「その他」はローリー。
- A重油の用途は「船」が75%（3世帯）と最も多く、次いで「ボイラー」（15%、1世帯）となっており、「農機具」「重機」の回答はなかった。

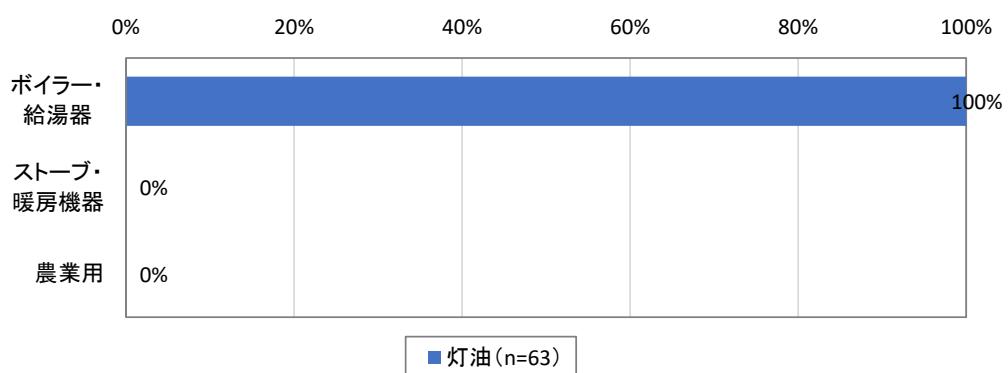
図III-7 油種別の石油製品の購入状況



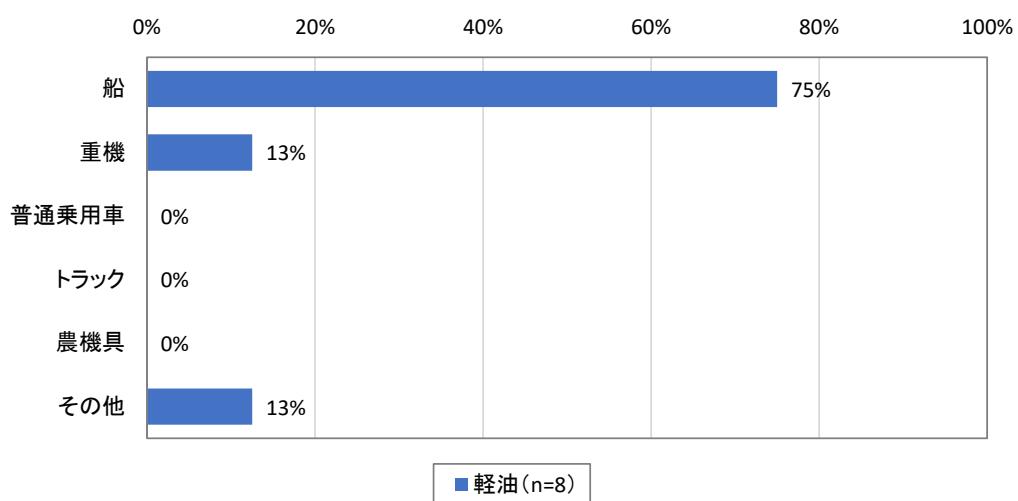
図III-8 油種別の用途（ガソリン）



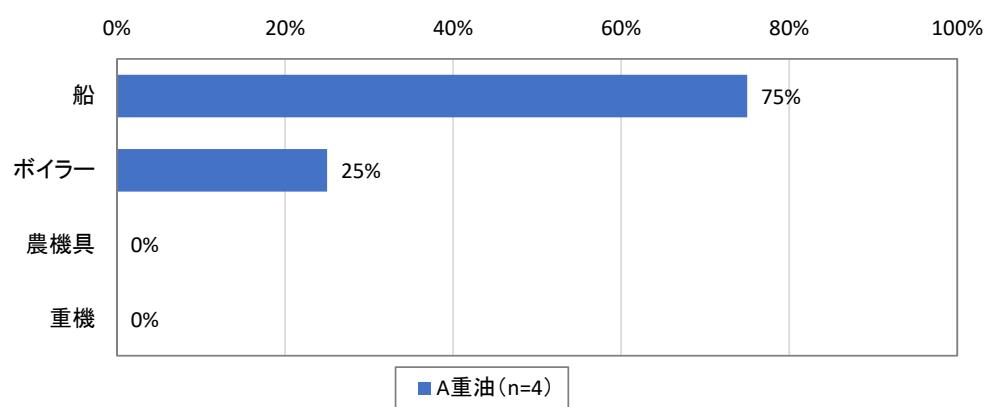
図III-9 油種別の用途（灯油）



図III-10 油種別の用途（軽油）



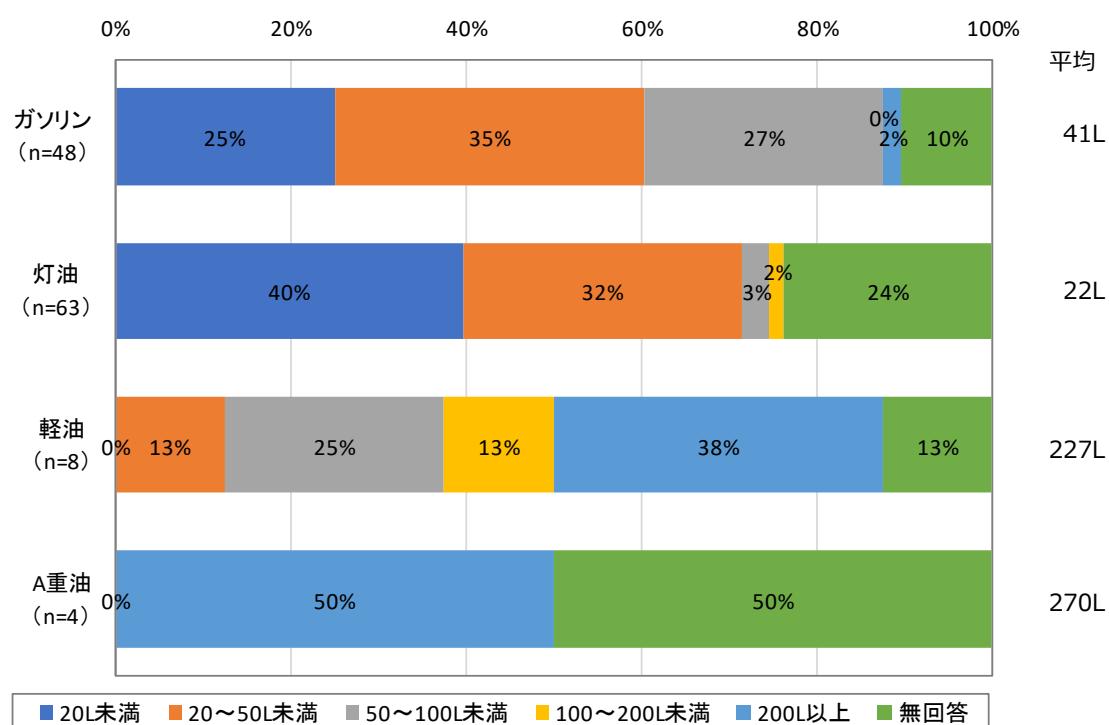
図III-11 油種別の用途（A重油）



## ② 油種別の月間購入量

- ・ガソリンは、月間「20～50L未満」購入している世帯が35%と最も多く、次いで「50～100L未満」(27%)、「20L未満」(25%)の順となっている。50L未満が60%と半数を占めており、平均は41L。
- ・灯油は、月間「20L未満」が40%と最も多く、次いで「20～50L未満」(32%)、「50～100L未満」(3%)の順となっている。50L未満が72%を占めており、平均で22L。
- ・軽油は、購入世帯が8世帯と少ないものの、月間「200L以上」が38%(3世帯)と最も多く、次いで「50～100L未満」(25%、2世帯)の順となっている。平均は227L。
- ・A重油も、購入世帯が4世帯と少なく、「無回答」が2世帯と多いものの、回答のあった2世帯とも「200L以上」となっており、平均は270L。
- ・なお、当該油種の未購入世帯の月間購入量を0Lとし、無回答は除いて回答世帯の月間平均購入量を算出すると、全油種合計68Lとなり、油種別ではガソリンが24Lと多く、灯油は17L、軽油は20L、A重油は7Lとなっている。

図III-12 油種別月間購入量（購入世帯のみ）



注：集計母数は対象油種の購入世帯（ガソリン：48世帯、灯油：63世帯、軽油8世帯、A重油4世帯）。

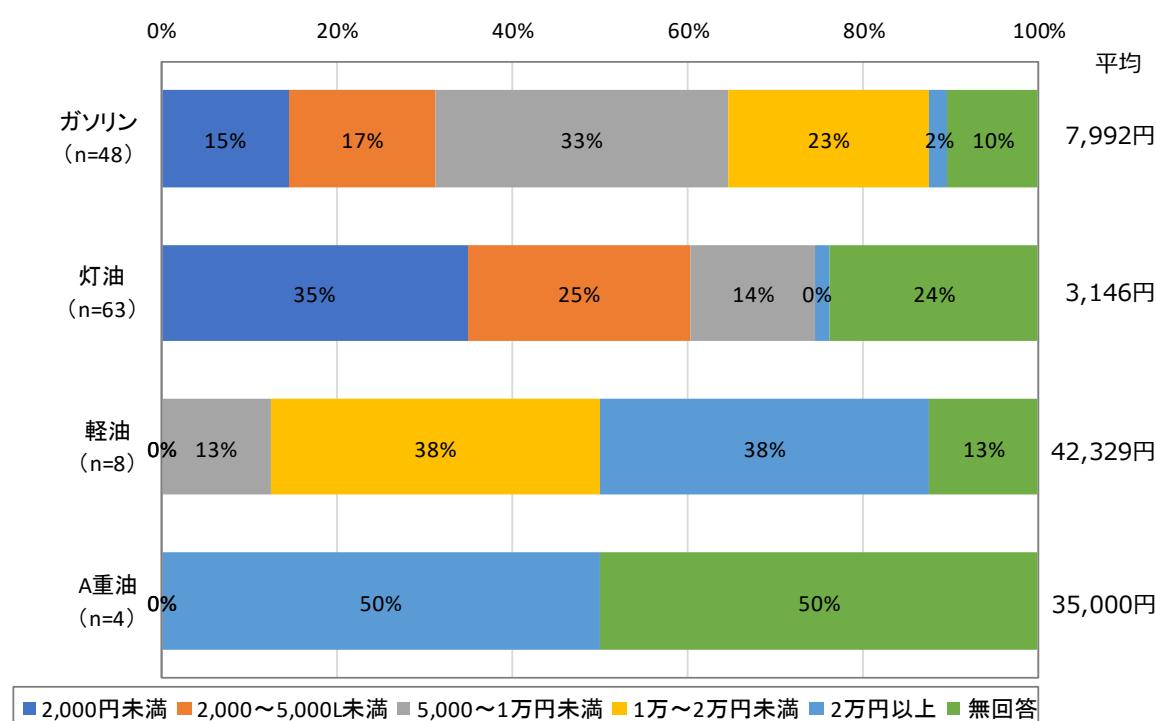
表III-4 油種別月間平均購入量（当該油種の未購入世帯=0Lとし、無回答は除いて集計）

ガソリン (n=74)	灯油 (n=64)	軽油 (n=78)	A重油 (n=77)	合計 (n=64～78)
24L	17L	20L	7L	68L

### ③ 油種別の月間購入金額

- ・ガソリンは、月間「5,000～1万円未満」購入している世帯が33%と最も多く、次いで「1万～2万円未満」(23%)、「2,000～5,000円未満」(17%)、「2,000円未満」(15%)の順となっている。1万円未満が65%と半数以上を占めており、平均は7,992円。
- ・灯油は、月間「2,000円未満」が35%と最も多く、次いで「2,000～5,000円未満」(25%)、「5,000～1万円未満」(14%)の順となっている。1万円未満が74%を占めており、平均で3,146円。
- ・軽油は、購入世帯が8世帯と少ないものの、月間「1万～2万円未満」「2万円以上」がそれぞれ38%（3世帯）と最も多く、平均は42,329円。
- ・A重油も、購入世帯が4世帯と少なく、「無回答」が2世帯と多いものの、回答のあった2世帯とも月間「2万円以上」となっており、平均は35,000円。
- ・なお、当該油種の未購入世帯の月間購入金額を0円とし、無回答は除いて回答世帯の月間平均購入金額を算出すると、全油種合計11,711円となり、油種別ではガソリンが4,644円と多く、灯油は2,360円、軽油は3,799円、A重油は909円となっている。

図III-13 油種別月間購入金額（購入世帯のみ）



注：集計母数は対象油種の購入世帯（ガソリン：48世帯、灯油：63世帯、軽油8世帯、A重油4世帯）。

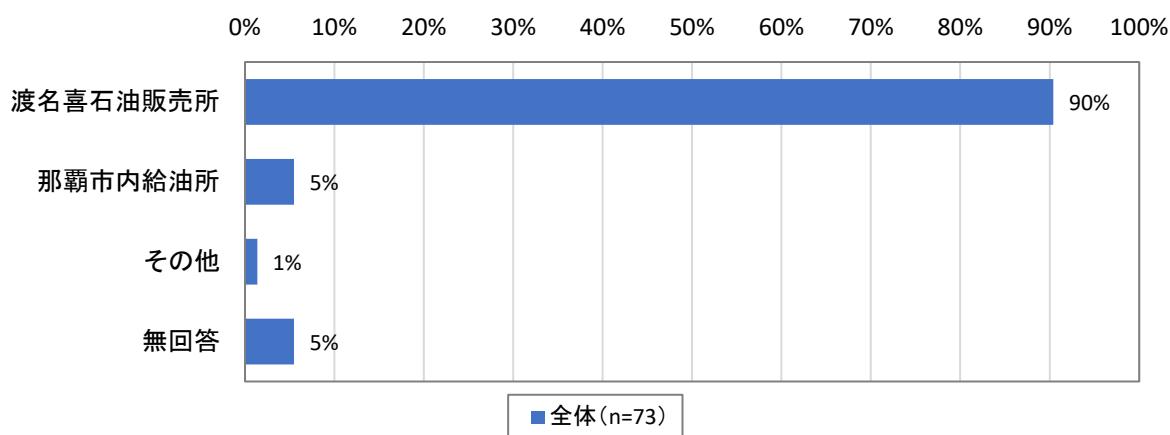
表III-5 油種別月間平均購入金額（当該油種の未購入世帯＝0円とし、無回答は除いて集計）

ガソリン (n=74)	灯油 (n=64)	軽油 (n=78)	A重油 (n=77)	合計 (n=64～78)
4,644円	2,360円	3,799円	909円	11,711円

#### ④ ガソリン・灯油の購入店舗

- 回答世帯におけるガソリン・灯油の購入店舗は、「渡名喜石油販売所」が90%と圧倒的に多いが、「那覇市内給油所」も5%（4世帯）あり、一部の住民は那覇市内に行った際に合わせてガソリンの給油・灯油の購入（4世帯のうち3世帯はガソリンのみ購入、1世帯はガソリン・灯油を購入）をしている。なお、「その他」（1%、1世帯）は那覇市以外の本島の給油所で、灯油は渡名喜石油販売所、ガソリンを本島の給油所で購入している。

図III-14 ガソリン・灯油の購入店舗

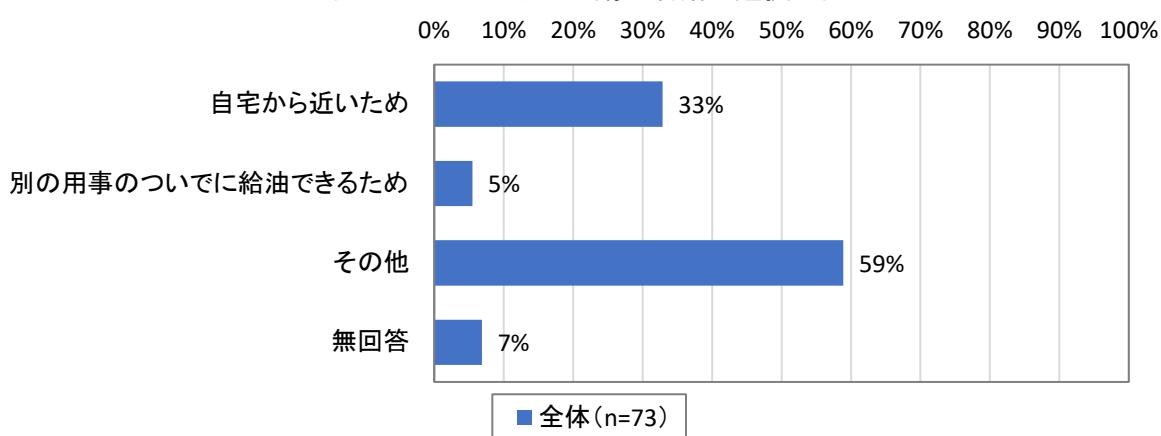


注：集計母数はガソリン・灯油を購入していると回答した73世帯。

#### ⑤ ガソリン・灯油の購入店舗の選択理由

- 回答世帯におけるガソリン・灯油の購入店舗の選択理由は、「その他」（59%）と最も多く、具体的な理由は「そこしかない」「1か所しかない」など、他の選択肢がないことを理由にしており、「自宅から近いため」もほぼ同義と想定される。
- 那覇市内や那覇市以外の本島の給油所で購入している世帯の購入店舗の選択理由は「別の用事ついでに給油できるため」となっている。

図III-15 ガソリンの購入店舗の選択理由



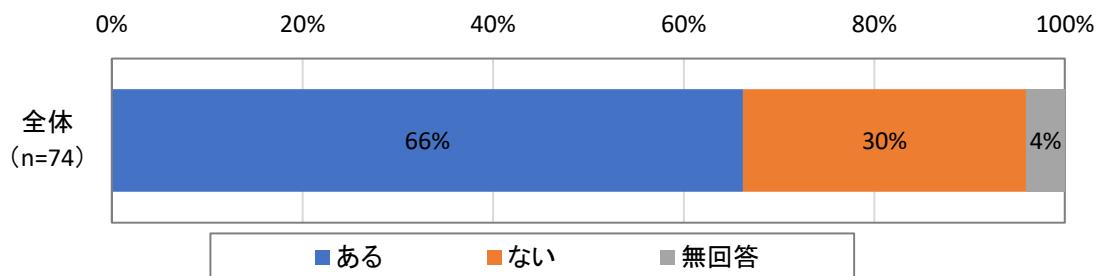
注：集計母数はガソリン・灯油を購入していると回答した73世帯。

### 3) 石油製品の購入で不便に感じていること

#### ① 不便に感じていることの有無

- 回答世帯における石油製品の購入で不便を感じていることの有無は、「ある」が 66%、「ない」が 30%となっている。

図III-16 石油製品の購入で不便に感じていることの有無

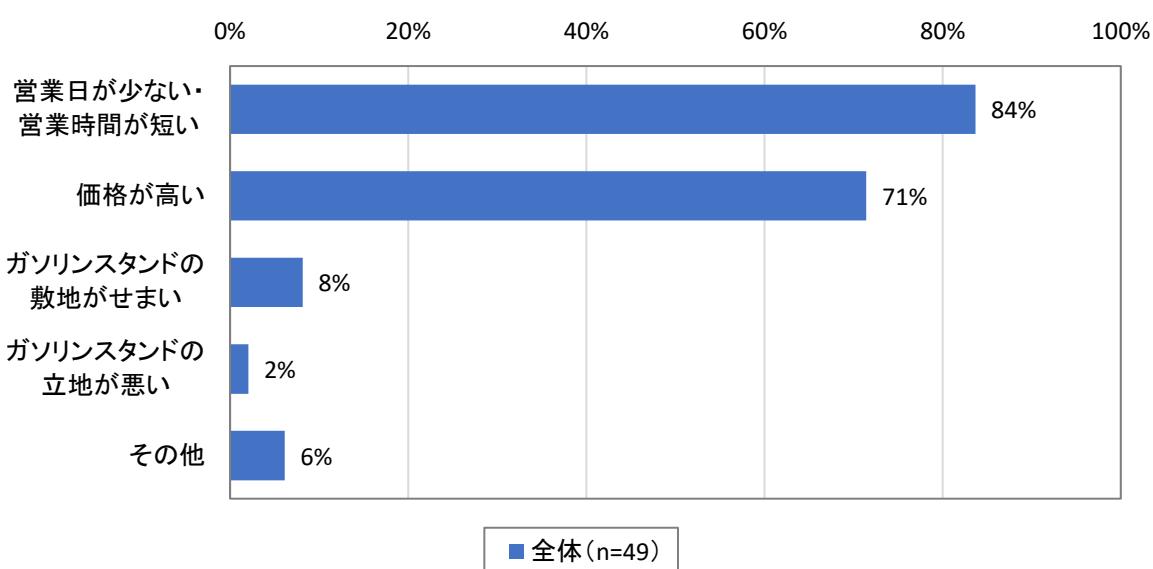


注：集計母数は石油製品を購入していると回答した 74 世帯。

#### ② 石油製品の購入で不便に感じていることの内容

- 回答世帯が石油製品の購入で不便に感じていることの内容は、「営業日が少ない・営業時間が短い」が 84%と最も多く、次いで「価格が高い」（71%）の順となっており、これら 2つが他の選択肢と比べて多い。「ガソリンスタンドの敷地がせまい」（8%、4 世帯）、「ガソリンスタンドの立地が悪い」（2%、1 世帯）は少数。
- 「その他」は「L P ガスのメーター制への移行」「タンクローリーの不具合」など。

図III-17 石油製品の購入で不便に感じていることの内容



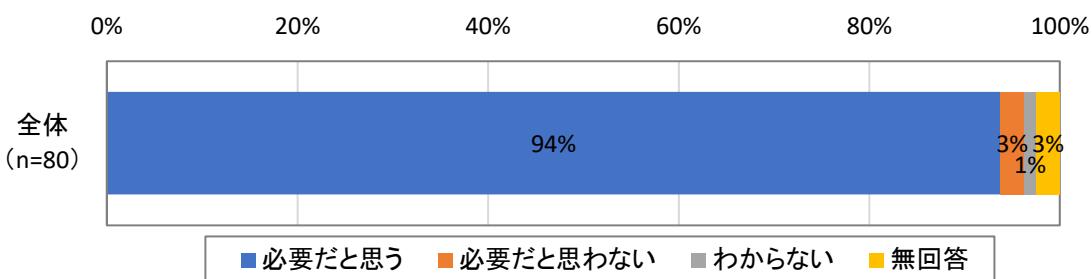
注：集計母数は石油製品を購入する際に不便を感じていることが「ある」と回答した 49 世帯。

#### 4) ガソリン等の安定供給について

##### ① ガソリンスタンドの必要性

- 回答世帯のガソリンスタンドの必要性は、「必要だと思う」が94%と多く、「必要だと思わない」は3%（2世帯）に留まっている。

図III-18 ガソリンスタンドの必要性



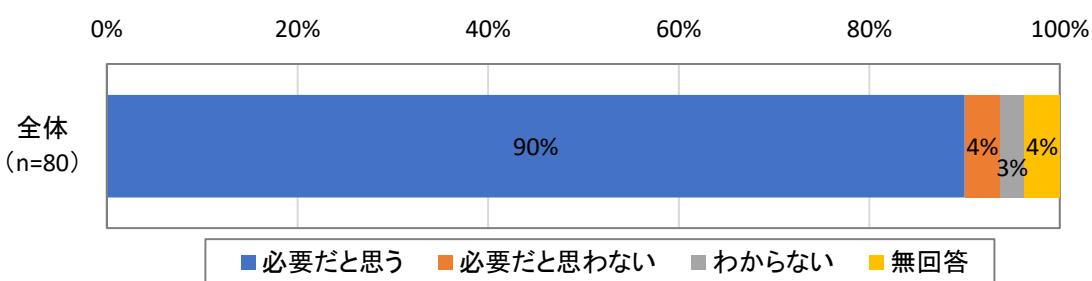
##### ② ガソリンスタンドが必要だと思わない理由

- ガソリンスタンドが「必要だと思わない」理由は、「石油製品をあまり利用しないから」「島外で石油製品を購入しているから」「島内の需要が少ないから」。

##### ③ L P ガスの安定的・持続的な供給の必要性

- 回答世帯のL P ガスの安定的・持続的な供給の必要性は、「必要だと思う」が90%と多く、「必要だと思わない」は4%（3世帯）に留まっている。

図III-19 L P ガスの安定的・持続的な供給の必要性



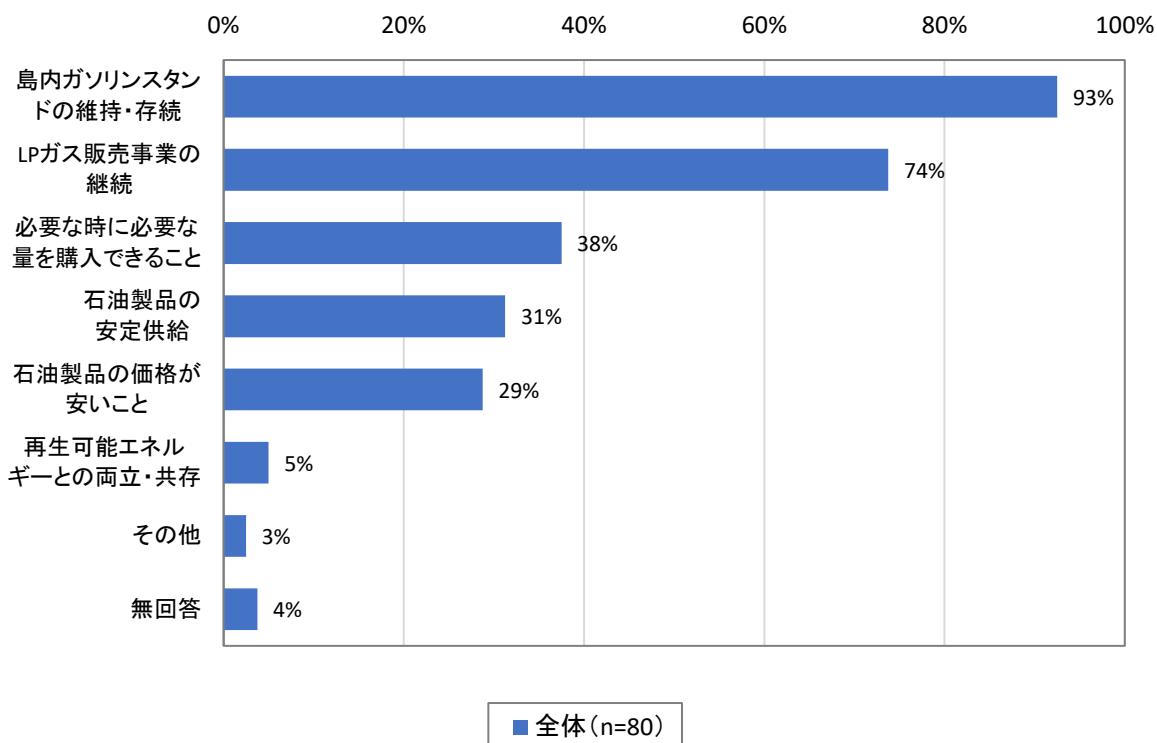
##### ④ L P ガスの安定的・持続的な供給が必要だと思わない理由

- L P ガスの安定的・持続的な供給が「必要だと思わない」理由は、「L P ガスをあまり利用しないから」「電気など他のエネルギーで代替可能だから」。

## 5) 渡名喜村 S S 過疎地対策計画の策定にあたって特に考慮してほしいこと

- 回答世帯が渡名喜村 S S 過疎地対策計画の策定にあたって特に考慮してほしいことは、「島内ガソリンスタンドの維持・存続」が 93%と最も多く、次いで「LPガス販売事業の継続」(74%)の順となっており、これら 2つが他の選択肢に比べて多くなっている。
- 「必要な時に必要な量を購入できること」(38%)、「石油製品の安定供給」(31%)、「石油製品の価格が安いこと」(29%)は半数を下回っているものの、一定程度求められている。
- 総じて渡名喜村では島内でのガソリンスタンド及び LP ガス販売事業の維持・存続が強く求められていることが分かる。
- その上で、必要な時に必要な量を購入できること、石油製品の安定供給、価格が安いことが求められている。

図III-20 渡名喜村 S S 過疎地対策計画の策定にあたって特に考慮してほしいこと



### 3. 事業者ヒアリング調査

#### (1) 調査概要

表III-6 調査概要

項目	内容
調査目的	・渡名喜村の事業活動における石油製品の利用状況やSS・石油製品供給体制に対するニーズ等を把握するため、ヒアリング調査を実施した。
調査方法	・訪問によるヒアリング調査とした。
調査対象	・渡名喜村内に所在する事業者のうち、調査実施日にてご協力いただけた7者。
調査実施日	・令和7年10月2日～3日
調査項目	・基本属性 ・石油製品の購入実態 ・今後の石油製品の供給体制に望むこと ・その他

#### (2) ヒアリング調査結果

##### 1) 石油製品の購入状況について

石油製品の購入状況について、各事業者から挙がった意見は下表のとおり。

表III-7 石油製品の購入状況

内容
A
・（ガソリン）漁船40隻分の船外機用の燃料として購入しており、令和7年9月では4.2KL程度購入している。 ・（軽油）漁船11隻分の燃料のほか、フォークリフトの燃料としても購入しており、令和7年9月は2.5KL程度購入している。 ・（A重油）漁船14隻分の燃料として購入しており、2025年9月は1.8KL程度購入している。軽油とA重油は漁から戻ったタイミングで渡名喜石油販売所に電話をし、ミニローリーで運んでもらう。 ・（灯油・LPGガス）事業活動としての購入実態はなし。
B
・（灯油）ボイラー用燃料として購入しており、一か月当たりの使用量は夏期が40L、冬期が60L。1回の購入で、ポリ缶2～3本程度を購入し、残り1本になつたら注文しており、ミニローリーで配達してもらっている。 ・（LPGガス）キッチン用の燃料として購入しており、一か月当たり1本を購入している。 ・（ガソリン・軽油・A重油）事業活動としての購入実態はなし。
C
・（ガソリン）車両1台分の燃料として購入しており、令和7年9月は90L購入した。 ・（LPGガス）キッチン用の燃料として購入している。1棟貸しでの民宿を経営しており、6棟所有しているが、毎月7～8本程度購入している。

内容
・（灯油・軽油・A重油）事業活動としての購入実態はなし。
D
・（ガソリン）車両1台分の燃料として購入しており、令和7年9月は50L購入した。 ・（灯油）ボイラー用燃料として購入しているが、店舗兼自宅のため切り分けが難しい。令和7年9月は20L購入した。 ・（軽油・A重油・LPガス）事業活動としての購入実態はなし。
E
・（ガソリン）車両1台分の燃料として購入しており、令和7年9月は15L購入した。なお、高齢に伴い運転する機会が減っており、購入量は減少している。 ・（灯油）ボイラー用燃料として購入しており、令和7年9月は35L購入した。120Lのホームタンクを所有しているが、コロナ禍以降、最大宿泊客数を減らしているため、購入量は減少している。 ・（軽油・A重油・LPガス）事業活動としての購入実態はなし。
F
・（ガソリン）車両1台分の燃料として購入しており、令和7年9月は9L購入した。 ・（灯油）事業活動としての購入実態はなし。 ・（軽油）高所作業車の燃料として購入しているが、事故や障害が発生した際の使用となるため、購入量にバラつきがあり、2025年度は購入実績がない。 ・（A重油）発電用燃料として利用しているが、島内事業者からは購入していない。 ・（LPガス）事務所のボイラー用燃料として購入しているが、事業活動では利用していないため、減りが少なく、令和7年9月の購入はなし。
G
・（ガソリン）事業活動としての購入実態はなし。自宅から事務所までは自転車で移動している。 ・（LPガス）調理用の燃料として購入しており、一か月当たり1本を購入している。一般家庭は1本、民宿は2本の備え付けと聞いているが、食堂では3本備え付けている。 ・（灯油・軽油・A重油）事業活動としての購入実態はなし。

## 2) 石油製品を購入する際に不便に感じていること、改善してほしいこと

石油製品を購入する際に不便に感じていること、改善してほしいことについて、各事業者から挙がった意見は下表のとおり。

表III-8 石油製品を購入する際に不便に感じていること、改善してほしいこと

内容
【営業時間に関すること】
・最も不便に感じていることは <u>営業時間が平日の8～10時及び16～18時に限られている</u> こと。また、営業時間外は一切連絡がとれないうえ、営業時間中も配達販売等で中々連絡がとれないため <u>困ったことがあっても当日中に対応できない</u> ことが多々あるほか、短い営業時間に来客が集中するため、給油の際に長時間並ばなければならないこともあります。【A、B、C、G】

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動において石油製品を使用しているため、給油を行うのは業務終了後になるが、業務が終わるのが17時30分頃のため、そこから給油を行う時間的余裕は余りなく不便である。また、給油をするにあたっては携行缶等を用いて人力で行っているが、仕事終わりの疲れた体では負担が大きいため、<u>もう少し営業時間を見延ばしてほしい。</u>【A】</li> <li>営業時間に強い不満はないが、日没が遅くなる夏期は午後の営業を1時間ほど長く、19時頃まで営業していただきたい。【D】</li> <li><u>営業時間を通じて（8:30～17:30）にしてほしい。</u>【E】</li> <li>営業時間中に給油所を訪ねても配達販売で不在にしており給油できないことがあり不便である。<u>営業時間中はいつ給油所を訪ねても給油できるようにしてほしい。</u>【G】</li> </ul>
<b>【営業日に関するここと】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>営業日が平日に限定されており</u>、土日祝日は一切営業をしておらず、連絡もとれないことが不便であり、また、トラブルが発生した時のことを思うと不安もある。平日のうち1日を定休日としても構わないので、土日のどちらかを営業日としてほしい。また、平日を定休日とする場合は金曜日・月曜日は避ける等、<u>連続で店休日が発生することのないよう配慮してほしい。</u>【B、D、F】</li> <li>営業時間の短さについては現状でもやむを得ないので、営業日については土日のどちらかを営業日にして、平日の1日を定休日にするか、土日でも連絡がとれる体制を整える等、何らかの対応をして欲しい。【B】</li> <li>前代表が営業していた時は、オーナー直営のため、ご厚意でこちらが困った時に多少の無理も聞いてもらえたが、現体制はアルバイト1人で業務をしているため、人件費や労務管理等の観点から、<u>営業時間外は一切対応してもらえない等、融通が利かなくなつた</u>。同じ事業者として事情は理解できるがもう少し柔軟に対応していただけたるとありがたい。【C】</li> <li>定休日在庫が切れた場合も給油所と連絡が取れず、対応してもらえないで、各自が余裕をもって購入する必要があるが、<u>灯油の場合は容器を持った時の重さで残量が分かつても、ガスの場合はそれができず、切れて初めて問題に気付くことになる</u>。店舗のガスが切れた場合は、自宅のボンベを外して応急対応することもあるが、不便である。【B、C】</li> <li>ガスについて、当事業所はガスボンベを3本備え付けているので在庫切れになったことはないし、給油所と1日2日連絡が取れなくても在庫はもつが、一般住民の場合は1本しか備え付けられないで困ることもあるのではないか。【G】</li> </ul>
<b>【販売価格に関するここと】</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li><u>ガスも含めた石油製品の価格がここ20年で2倍近く上がっていると認識している</u>が、事業を行ううえでの負担となっているので、価格を下げてほしい。周辺離島と比べると安いと言われることもあるが、ずっと渡名喜島で生活している立場としては、昔よりも大幅に値段が上がっていると感じており、何らかの対応をとってほしい。【B、C】</li> <li>昔と比べて石油製品全般の価格が高騰していると感じている。昔並みの価格に戻すことは難しいと思うが、せめて現在の<u>那覇市と同程度の価格水準にしてほしい。</u>【E】</li> <li>価格改定をする際に事前の告知が一切なく、請求書が届いて初めて値上げを知ることになるので、事前にチラシを配る等の対応をしていただきたい。【C】</li> </ul>

### 3) 渡名喜村 S S 過疎地対策計画に求める事項（新たな運営事業者に望むこと等）

渡名喜村 S S 過疎地対策計画に求める事項（新たな運営事業者に望むこと等）について、各事業者から挙がった意見は下表のとおり。

表III-9 渡名喜村 S S 過疎地対策計画に求める事項

内容
【給油所運営の引継ぎ先に求めること】
<ul style="list-style-type: none"> <li>現運営事業者が撤退する場合は、引継ぎ先には給油所事業だけでなく、<u>L Pガス販売事業も含めて引き受けことが可能な事業者</u>に引き継いでもらう必要がある。【A】</li> <li><u>ミニローリーによる配達販売</u>は非常に助かっているので、どの事業者が引き継ぐ場合であっても<u>継続してほしい</u>。【A、B、G】</li> <li>引継ぎ先の事業者に望むことは、定休日は隔日とし、可能であれば週2日に抑えること（例：水曜・日曜を定休日）。営業時間は現行通りで構わないが、夏期のみ午後の営業を16～19時にしてほしい。そうしないと特に漁業関係者が困ると思う。給油方式はスプリット（フル・セルフ1機ずつ）を希望する。【D】</li> <li>現在不便に感じている点にも関連するが、運営事業者が変わると、<u>急な連絡にも対応できる体制を構築する余力のある事業者</u>に引き受けていただくことが望ましい。【A、B、C、D、F、G】</li> </ul>
【給油所運営の引継ぎ先候補に関すること】
<ul style="list-style-type: none"> <li>現運営事業者の撤退はやむを得ないと考えているが、引継ぎ先は<u>経営体力的にも組織体制的にもしっかりとした事業者</u>となることが望ましい。<u>村役場</u>であれば両方の条件を満たしているので引継ぎ先として望ましいとは思うが、その場合土日が休業日になる可能性が高いので、全面的に賛成とまでは言えない。行政以外であれば<u>漁協</u>または<u>渡名喜電業所（沖縄電力）</u>の2者が候補になると思うが、<u>より条件を満たしているのは渡名喜電業所だと考える</u>。漁協は誰も引き受けないのであれば、お願いするしかないが、現状でも負担が大きいのにこれ以上の業務をお願いして対応できるか懸念がある。【B】</li> <li>引継ぎ先は<u>組織体制がしっかりとしている</u>ことと、<u>営利を追求するだけではなく村民が安心して石油製品を購入できる</u>ことを求めており、それらを考えると<u>村役場</u>による運営が最も望ましいと考える。渡名喜村ではJAの役割を行政が担っている実績もあるので不可能ではないと考える。あるいは<u>漁協</u>であれば、行政ほど公益性は高くないが、民間企業ほど営利を追求しないため良いかも知れない。また、漁協は島内で一番石油製品を購入しているはずであり、給油所が無くなると最も困る団体なので最終的には引き受けざるを得ないのではないか。<u>渡名喜電業所</u>は体制的には運営可能だと思うが、営利企業のため今回あげた候補の中では運営を引き受けるにあたっての条件調整が最も困難なのではないか。【C】</li> <li>島外に本店を置く事業者も候補にあげてよいのであれば、<u>現在は本島に本店を移したが、昔は渡名喜島に本店を構えていた生コン事業者</u>がいるが、そこが適任ではないか。現代表が廃業を考え始めた初期段階から引継ぎに興味を示しており、公共工事の発注と抱き合いで良いなら引き継いでもよいと考えていたようである。実際にこうした対応をとることはできないだろうが、<u>運営面で行政が補助をするのであれば条件次第で受けてくれるのではないか</u>。【C】</li> <li>運営を他者が引き継ぐ場合、<u>村役場</u>が主体となるか、<u>組織体制が充実している大企業あるいはJAおきなわ等</u>が運営することが望ましい。【D】</li> <li>現運営事業者が撤退する場合、私が引き継いでも良いという意思はあるが、現実的には<u>漁協</u>が引き継ぐことが一番良いのではないか。漁協の中には企業を定年退職して漁師になった者もいるが、こうした人の中</li> </ul>

内容
<p>には有資格者もいると思う。しかし、<u>誰が引き継ぐにしても、行政が運営の支援を行うことは不可欠。</u></p> <p>【E】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現運営事業者が撤退する場合で、例えば個人事業主が引き継ぐ場合は那覇と2拠点生活を送る者ではなく、<u>渡名喜島に居続ける者が営業することが良いと考える</u>。ただし、個人の承継を積極的に認めるものではなく、<u>基本的には組織体制の整っている法人・団体が承継することが望ましい</u>と思っており、現実的には<u>漁協</u>が最も適任と考える。【G】</li> </ul>
<p>【給油所の移転場所に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現在の給油所は敷地が狭いため、費用面で問題がないのであれば、広い土地に移転した方が良い</u>と考える。ただし、港周辺は県有地のため、権利関係や書類手続き等で負担が増える可能性がある。港北の公園（てだ広場）東の高台付近が良いのではないか。【A】</li> <li>・給油所の移転が可能ならば、<u>もう少し広い場所に移転できると良い</u>のではないか。港付近が県有地で調整困難というのであれば祭事場の周囲が良いのではないか。【B】</li> <li>・給油所を移転する場合は、<u>安全面からは渡名喜電業所付近など、集落から離れた場所</u>での営業が望ましい。島内は狭く移動時間も短いため、集落付近（=利便性）に拘る必要はない。【D】</li> <li>・給油所の移転は現実的ではないと思うので、今ある場所で営業を続けるのが良いのではないか。【G】</li> </ul>
<p>【販売価格に関すること】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市内と同程度の価格で石油製品を購入できるようにしてほしい。石油製品の議論からは外れるが例えれば食料品の場合、自分たちのような事業者の購入量であれば、渡航費を加味しても那覇市内で購入した方が安い。渡名喜村は沖縄県内でも補助金を手厚く貰っている市町村と聞いており、役場が運営をしたうえで工夫を重ねれば安く供給できるのではないか。【C】</li> <li>・渡名喜島は年金受給者を除くと公務員や電力会社等、給与水準の高い団体に勤める従業者が多いことから、沖縄県内市町村でも所得が高くかつ、貧富の差が大きいという特徴がある。そのため、販売価格を下げる場合も<u>一律に店頭価格を下げるのではなく、所得の低い層に限定してクーポンを配布する</u>といった所得水準別の対策も考えられるのではないか。【E】</li> <li>・石油製品に限らず、価格設定を市場原理に完全に委ねた場合、条件が不利な地域の価格は高くなるが、そうした地域に住む人は所得水準が低い人が多い。石油製品はインフラとも言えるものであり、価格設定にあたっては行政が一定程度関与してほしい。【E】</li> <li>・過疎地では運送等の経費が多くかかるが、そうした経費が販売価格に上乗せされるため、島民は高い価格で購入せざるを得ない。過疎地ゆえに多く要する経費について国や県は補助をしていただきたい。【E】</li> </ul>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の策定にあたっては<u>運営を引き継ぐ事業者に過度な負担がかからないよう配慮した計画としてほしい</u>。渡名喜島に給油所は不可欠である一方で、現在の運営事業者の撤退は避けられない見通しであるが、<u>引き継ぎ先に全てを押し付けるような計画になった場合、個人事業主は誰も手を上げないだろうし、組織の場合も引き継ぐ方向で皆の意見をまとめることは困難だと思われる</u>。【A】</li> <li>・具体的には赤字は行政が補填する等、<u>事業者が損失を負担しないことが保証</u>されない限り、引継ぎを希望する者はいないと思う。【A】</li> </ul>

#### 4) 渡名喜村のエネルギー政策全般に対するご意見等

渡名喜村のエネルギー政策全般に対するご意見等について、各事業者から挙がった意見は下表のとおり。

表III-10 渡名喜村のエネルギー政策全般に対するご意見等

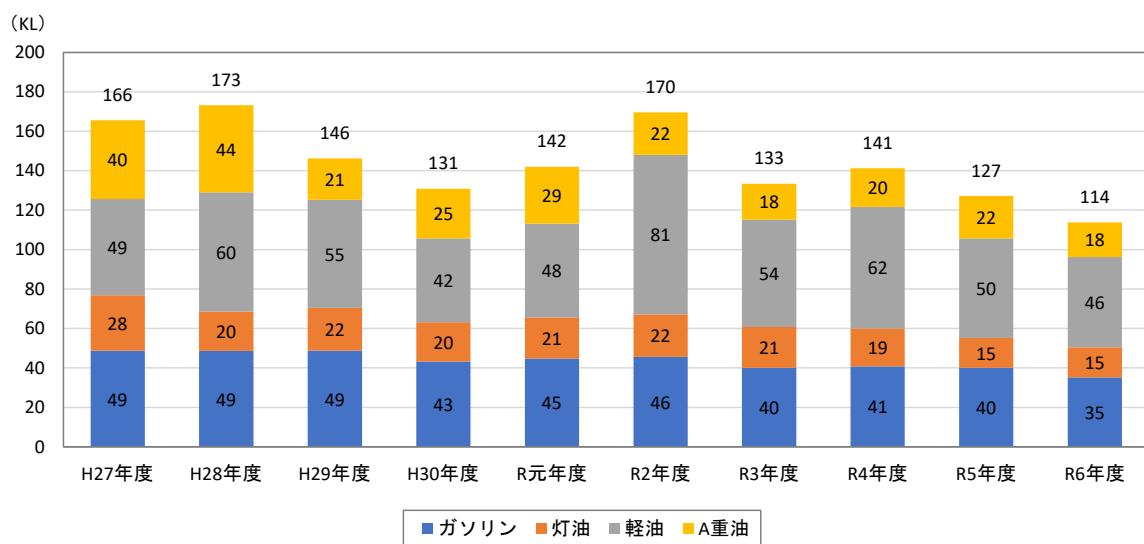
内容
<p>【今後のエネルギー施策について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・仮に島内で電気自動車への転換が進んだ場合であっても、<u>渡名喜島で事業を営む多くの者が石油製品の使用を必須としている以上、島内に給油所は必要不可欠である。</u>【A】</li><li>・電気自動車の導入、脱炭素化、オール電化等々のいずれも、新しい機械や設備を購入する必要があり、<u>島民の所得水準を考えると現実的ではないので、渡名喜島にはまだ給油所が必要である。</u>【B、F】</li><li>・渡名喜島は電力を使って海水を淡水に変えているが、<u>台風等の被害により電力がひっ迫した場合は淡水の確保に不安が生じるため、蓄電ができるようになるとよい。</u>【E】</li><li>・新聞記事では波照間島で再生可能エネルギーによる発電、蓄電の実証実験を行うということであった。また、先島諸島ではこうした実証実験の結果、台風時にも停電がおきずに対応できたという記事を読んだ。渡名喜島でも同様に将来的には火力に頼らず、島で自己完結できるようなエネルギー・システムを構築してほしい。【E】</li></ul>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・厳しいことを述べるようだが、渡名喜石油販売所の事業継続については、何年も前から問題になっていたのに、今になって対策を考えるのは少し遅いと言わざるを得ない。【D、E】</li><li>・渡名喜島に給油所は必要不可欠だと思うので、<u>あまり多くのことを求め過ぎず、我慢できる部分はみんなで我慢して、何よりも存続できることを第一に考えて、今後のことを行めていただきたい。</u>【G】</li></ul>

## 4. 村内の石油製品需要の現状及び将来需要予測

### (1) 渡名喜村の石油製品需要の推移

- ・渡名喜村の令和6年度の石油製品の需要量（沖縄県石油製品輸送等補助事業の補助実績数量）はガソリンが35KL、灯油が15KL、軽油が46KL、A重油が18KLで、計114KLとなってい。
- ・過去10年間の推移をみると、多少の増減はありつつも、平成28年度をピークとして減少傾向にあり、今後も減少傾向が見込まれる。
- ・令和6年度のガソリン需要量はピーク時（油種によって異なる）の72%、灯油は54%、軽油は57%、A重油は40%に減少しており、全油種の合計で66%に減少している。

図III-21 渡名喜村の過去10年間の石油製品需要の推移



表III-11 渡名喜村の過去10年間の石油製品需要の推移（ピーク時を100とした場合の指数）

油種	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ガソリン	100	100	100	89	92	93	82	84	82	72
灯油	100	71	77	71	74	77	74	69	54	54
軽油	60	75	68	52	59	100	67	76	62	57
A重油	90	100	48	57	65	49	41	44	49	40
合計	96	100	84	76	82	98	77	82	73	66

出典：「石油製品輸送等補助事業の実績（平成27年度～令和6年度）」（沖縄県企画部地域・離島課）

## (2) 渡名喜村の石油製品の将来需要予測

### 1) 需要予測の方法

地域の石油製品の需要は、経済活動や気候、社会構造、エネルギー政策など多様な要因によって変動する。

上記のうち、渡名喜村で考えられる石油製品需要の変動要因としては、漁業などの主要産業の動向、人口の増減や高齢化、自動車や機器などの燃費の向上、公共工事などの発注、カーボンニュートラルに向けた取組などがあり、渡名喜村の石油製品需要は経済や気候、政策の影響を受けながら、脱炭素化の進展とともに中長期的には減少方向に向かっていると考えられる。

ここでは、国の石油製品の需要予測の数値（「2025～2029 年度石油製品需要見通し」経済産業省石油製品需要想定検討会）を元に、渡名喜村の 2024 年度の石油製品需要（実績値）が国の需要予測と同様に推移するものとして、渡名喜村の石油製品の将来需要予測を行った。なお、国の需要予測（表 III-12）は、当該年度を含む直近 5 年間（2025～2029 年度）の油種別の需要予測しかないが、その 5 年間の油種別需要変動の年率が 2045 年度まで同率で推移するものとして推計した。

表III-12 国の石油製品需要予測（2025～2029 年度石油製品需要見通し）

油種	年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	実績	実績見込	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し
ガソリン（千KL）	44,505	43,552	42,404	41,384	40,510	39,480	38,591	
灯油（千KL）	11,798	10,865	10,910	10,343	10,015	9,675	9,379	
軽油（千KL）	31,225	30,711	30,353	30,014	29,794	29,451	29,167	
A重油（千KL）	9,842	9,673	9,331	8,954	8,601	8,252	7,948	

油種	年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2024/2029
	実績	実績見込	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し	見通し	年率
ガソリン	-		-2.1%	-2.6%	-2.4%	-2.1%	-2.5%	-2.3%	-2.4%
灯油	-		-7.9%	0.4%	-5.2%	-3.2%	-3.4%	-3.1%	-2.9%
軽油	-		-1.6%	-1.2%	-1.1%	-0.7%	-1.2%	-1.0%	-1.0%
A重油	-		-1.7%	-3.5%	-4.0%	-3.9%	-4.1%	-3.7%	-3.9%

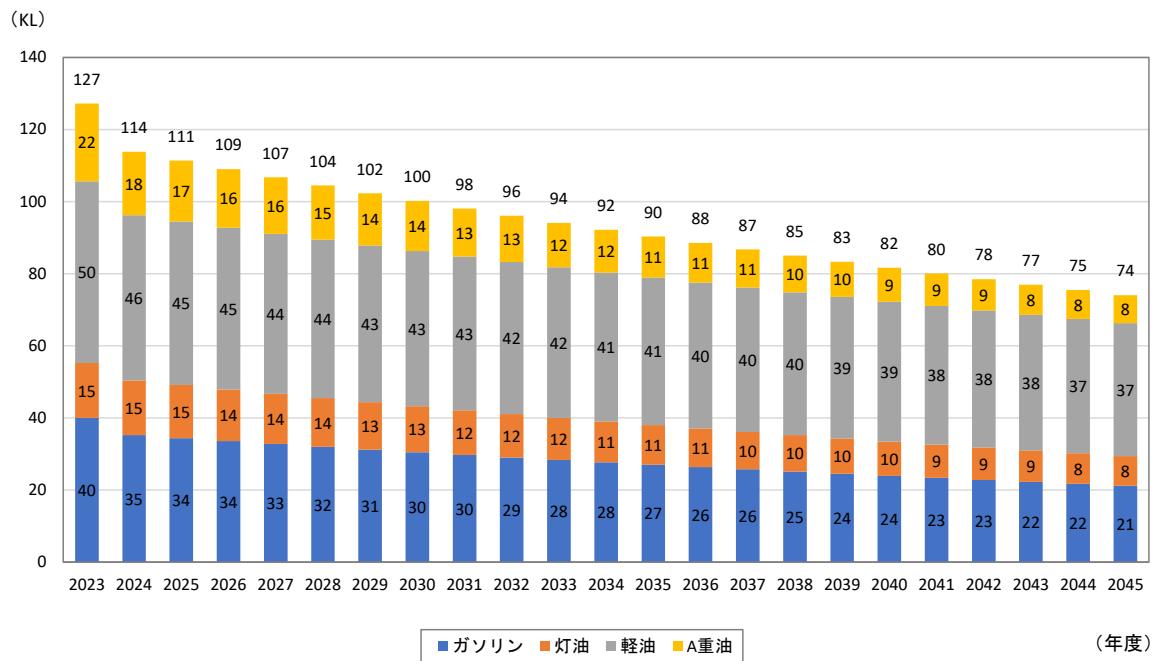
出典：「2025～2029 年度石油製品需要見通し（燃料油編）」（経済産業省）

## 2) 需要予測結果

2045年度までの需要予測を行った結果は下図の通り。

2031年度には全油種合計の需要量が98KLと100KLを下回り、2045年度には74KLと2024年度(114KL)の65%となった。

図III-22 渡名喜村の2045年度までの石油製品の需要予測



注：2023年度・2024年度は実績値、2025年度以降は推計値。

出典：「石油製品輸送等補助事業の実績（平成27年度～令和6年度）」（沖縄県企画部地域・離島課）

「2025～2029年度石油製品需要見通し（燃料油編）」（経済産業省）

## 5. 地域のSS・石油製品供給体制に対するニーズの整理

### ■渡名喜島の住民・事業者は、現在の「営業日・営業時間」に最も不便を感じている

- 回答のあった世帯の66%が石油製品の購入に不便を感じており、そのうち、「営業日がない・営業時間が短い」ことに最も不便を感じている。
- 事業者へのヒアリング調査においても、「営業日・営業時間」に対するご意見が最も多かった。

### ■渡名喜島の住民・事業者ともに、ガソリンスタンドが必要だと認識している。

- 回答のあった世帯の94%が、ガソリンスタンドが「必要だと思う」と回答。また、事業者からも「引継ぎ等による事業の継続」を求める声が多く、渡名喜島の住民・事業者の相違として、ガソリンスタンドが必要とされている。

### ■渡名喜島の住民からは、LPGガスの安定的・持続的な供給も必要だと認識している。

- 回答のあった世帯の90%が、LPGガスの安定的・持続的な供給が「必要だと思う」と回答しており、ガソリンスタンドに加えて、LPGガスの安定的・持続的な供給を求める声も多い。

### ■渡名喜村SS過疎地対策計画に住民・事業者が求めることは、「島内ガソリンスタンドの維持・存続」「LPGガス販売事業の継続」「必要な時に必要な量を購入できること」

- 回答のあった世帯が渡名喜村SS過疎地対策計画に求めることは、「島内ガソリンスタンドの維持・存続」(93%)、「LPGガス販売事業の継続」(74%)、「必要な時に必要な量を購入できること」(38%)となっている。
- 「石油製品の価格が安いこと」(29%)も一定程度求められているが、それ以上に、ガソリンスタンド及びLPGガス販売事業の維持・存続が強く求められている。

## IV. 渡名喜村の石油製品流通の問題点・課題を解決するための方策に関する調査

### 1. 先進地調査

#### (1) 調査概要

表IV-1 調査概要

項目	内容
調査目的	・渡名喜村の地域の現状やSSに対するニーズ、石油製品流通の現状に即したSS過疎地対策計画の策定の参考となる先進地調査を実施し、必要な情報を収集した。
調査対象	・長野県壳木村役場・コモタ株式会社 ・うるぎ600道の駅前PS うるぎむらガソリンスタンドを残す会（以下、「残す会」）
調査実施時期	・令和7年10月17日（金）
調査項目	<p>【壳木村役場・コモタ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SSの維持・継続にかかる経緯について</li> <li>・うるぎ600道の駅前PSの整備・運営について</li> <li>・今後の意向について</li> </ul> <p>【残す会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の概要について</li> <li>・石油製品の利用用途・需要動向について</li> <li>・小売・仕入について</li> <li>・SSの運営体制について</li> <li>・問題点・課題と今後の意向について</li> </ul>

#### (2) 調査結果

##### 1) 長野県壳木村役場・コモタ株式会社

表IV-2 調査結果（長野県壳木村役場・コモタ株式会社）

調査項目	調査結果
SSの維持・継続にかかる経緯について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県壳木村では、平成26年3月、村内唯一のガソリンスタンドである尼宮商店が、店主の高齢化、消費税増税、地下タンク改修期限の到来を理由に、灯油以外の燃料販売を休止したことを受け、同年4月に「うるぎむらガソリンスタンドを残す会」が発足し、村観光協会へ委託する形で、同年6月に営業を再開した。</li> <li>・また、平成30年には、SS過疎地対策協議会を開催し、住民アンケート等を踏まえてSS維持の意向を確認するとともに、道の駅併設を視野に移転を検討し、地上式タンク導入に向け規制緩和を国へ要望する方針を定めた。</li> <li>・これらの経過を踏まえ、令和2年4月には実証実験事業としてコンテナ型地上式タンク給油所が開設された。</li> </ul>

調査項目	調査結果
うるぎ 600 道の駅前 P S の整備・運営について	<p>【コンテナ型地上式タンク給油所の実証実験事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料販売量の減少、設備老朽化に伴う地下タンクの入替・改修等への再投資ができない状況において、安全性の担保を前提として、ローコストかつ短期間で設置可能なコンテナ型地上式タンク給油所の技術開発を行うことを目的として、実証実験事業を実施した。</li> </ul> <p>【うるぎ 600 道の駅前 P S の整備内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更地である S S 候補地に S S 跡地相当の設備として、防火塀、油水分離槽、集水溝等を用意して、20ft コンテナ及び 10ft コンテナを各 1 台ずつ設置した。</li> <li>・20ft コンテナは、自動車用燃料として、レギュラー 9 KL、ハイオク 3.5KL、軽油 5.3KL の 3 チャンバーとし、片面 3 ノズルマルチ型計量機を 1 台搭載した。10ft コンテナには灯油 8 KL、片面 1 ノズル計量機を搭載した。</li> <li>・両タンクともに、鋼製二重壁タンクで製作されており、壁間は漏洩検知装置で常時監視されており、漏洩時だけでなく、漏洩検知装置の故障時も動力系が遮断されて、荷卸や給油が停止される仕組みとなっている。</li> </ul> <p>【うるぎ 600 道の駅前 P S の運営体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壳木村が施設運営を残す会に委託しており、運営経費の赤字分の補填として、年間数百万円を補助している。補助にあたっては、前年度の決算資料から運営経費の赤字分を予想して予算要求を行っている。</li> </ul>
今後の意向について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状、給油所の土地は、壳木村が民間から賃借し、残す会へ貸与しているが、村として S S が立地している土地の取得を検討している。</li> <li>・今後コンテナ型地上式タンク給油所が普及していく中で、消防庁等で基準を定めることになると思うが、二重壁で漏洩を検知でき、配管はすべて目視で点検できるコンテナ型地上式タンク給油所については、法定検査を実施しなくともよくなるよう働きかけていきたいと思っている。</li> </ul>

## 2) うるぎむらガソリンスタンドを残す会

表IV-3 調査結果（うるぎむらガソリンスタンドを残す会）

調査項目	調査結果
事業の概要について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うるぎむらガソリンスタンドを残す会は、うるぎ 600 道の駅前 P S の運営を担っている団体であり、従業員は、正規従業員 1 名（所長）、パート・アルバイト 2 名の計 3 名で、所長のみ危険物乙 4 資格を取得している。 ※パート・アルバイトの 2 名についても危険物丙種資格を取得。</li> <li>・店頭でハイオクガソリン、レギュラーガソリン、灯油、軽油のフルサービス給油を行っているほか、ローリーによる灯油・軽油の配達販売を行っているが、油外事業は行っていない。</li> </ul>

調査項目	調査結果
石油製品の利用用途・需要動向について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリンは、車両用の燃料のほか、農業機械の燃料としての需要もある。</li> <li>・灯油はボイラー用と暖房用となっており、ボイラーの場合は配達販売、暖房用の場合はポリタンクでの販売が多くなっている。冬場の灯油は配達販売が圧倒的に多く、消費者の多くは 100～500 L のホームタンクを保有している。</li> <li>・軽油は、夏場は農業用機械、冬場は除雪機械の需要が多くなっている。</li> <li>・この他に温泉施設（こまどりの湯）への A 重油の販売も行っている。</li> <li>・月間販売量は、ハイオク 1.2KL/月、レギュラー 11.0KL/月、灯油 10.5KL/月（冬期 113KL/月、夏期 8 KL/月）、軽油 1.1KL/月となっている。</li> <li>・前年度比の増減は、ハイオク 106% 増、レギュラー 5 % 減、冬期灯油 0.9% 減、夏期灯油 0.8% 減、軽油 46% 減となっている。軽油は、少雪で冬場の除雪機への給油が少なかったために大きく減少した。また、年々人口は減少しており、それに伴い石油製品の需要も減少傾向となっている。</li> </ul>
小売・仕入について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売価格は、飯田市内の S S の小売価格を参考に、当該店舗の現金フリー価格と同値になるよう設定している。販売量が少ないため、本来はもう少し高い小売価格で販売したいが、住民は普段から買い物等で飯田市内まで行くことが多く、飯田市内に合わせないと顧客の流出につながるため、このような設定としている。</li> </ul>
S S の運営体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コモタが国の補助金を活用して設置しており、村に無償貸与し、その施設を残す会が借り受ける形で運営を行っている。</li> <li>・給油所運営で賄いきれずに発生した赤字分については、売木村から補助してもらっている、年間数百万円程度を収受している。</li> <li>・販促活動や村からの補助金を地域に還元する意味も込めて、給油所でポイントカードを発行し、1,000 円で 1 ポイント、50 ポイント貯まるごとに村内商店で 500 円券として使用できるようにしている。</li> <li>・コンテナ型地上式タンクの導入によるメリットは、漏洩について目視で確認でき、安全面の対策がしっかりとされていること。デメリットは、タンクが地上にあることにより、地下タンクに比べてスペースが必要となることだが、土地に余裕のある過疎地の S S にとっては問題ない。</li> </ul>
問題点・課題と今後の意向について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ここ 2 年間で、パート・アルバイトの時給が 110 円/h 上昇するなど、給油所の運営にかかるコストは増加している一方で、利益率は変わらないため、経営状況はよくない。今後もこのペースで時給が上がるとなると、経営を持続していくのが難しい。</li> <li>・令和 7 年 9 月までの定休日は隔週木曜日としていたが、パート・アルバイトの時給上昇と働き方改革として、令和 7 年 10 月より毎週木曜日を定休日とした。</li> <li>・人口減少に伴い、利用客が減少していること、また、若者が他の市町村の給油所に流れてしまうことによる顧客の減少や化石燃料の使用量の将来的な減少が心配である。</li> </ul>

うるぎ 6 0 0 道の駅前 P S



20ft コンテナ（自動車燃料用）



10ft コンテナ（灯油用）



泡消火設備



### (3) 調査結果を踏まえた示唆

#### ■行政主導による継続的支援について

- ・壳木村では、村が給油所の土地を民間から賃借し、ガソリンスタンドへ貸与している。
- ・また、給油所運営で賄いきれずに発生した赤字分（主に人件費相当額）に対して、年間数百万円程度を補助しており、当該金額は、毎年度の決算資料をもとに翌年度の予算要求を行う形で決定している。
- ・これらの補助の仕組みは、渡名喜村においても活用可能であり、SS運営事業者の実績収支に基づいて補助することで、透明性と継続性を担保できると考えられる。

#### ■コンテナ型地上式タンク給油所の導入について

- ・壳木村では、コンテナ型地上式タンク給油所を運用している。
- ・このタンクは、設置に際して、地下タンクのように掘削等が不要なため、ローコストかつ短期間での設置が可能となっている。また、鋼製二重壁タンクで、漏洩検知装置で常時監視されており、異常時には自動で停止する仕組みとなっており、安全面の対策もしっかりとくなされている。
- ・渡名喜村においても、新たな設備投資が必要な場合には、同施設・設備の導入を検討することで、設置性や安全性・防災性にも配慮することが可能と考えられる。

#### ■国の補助事業の活用について

- ・参考事例として挙がった沖縄県多良間村では、経済産業省の補助金「自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業（燃料供給に関する計画に基づく設備整備等事業）」を利用予定である。SS過疎地で、燃料供給に関する計画を策定している自治体の場合、補助対象経費の上限1億円とし、補助率3/4の補助を受けることができる。
- ・渡名喜村においても、SS過疎地であり、現在「SS過疎地対策計画」を策定しているため、計画に基づく設備投資であれば、同補助を活用することが可能である。そのため、新たな設備投資が必要な場合には、計画にその旨を明記したうえで、こうした補助事業を積極的に活用することで、村の財政負担を抑えつつ、施設更新・整備が可能であると考えられる。

## 2. 渡名喜村における石油製品供給の問題点・課題

### ■ 渡名喜石油販売所では、廃業の意向がある。

- ・ 渡名喜石油販売所では、渡名喜村の人口減少・高齢化に伴い、石油製品の需要量（販売量）は減少傾向にあり、営業時間を平日 8～10 時、16～18 時に限定して営業することで、運営にかかる費用を削減しながら対応してきたが、以下に記載の問題もあり、経営を維持することが困難となってきたため、廃業の意向がある。

### ■ S S 運営に必要な人員の確保ができていない。

- ・ 現状、店主および従業員 1 名で S S 運営を行っているが、営業時間中はいずれか 1 名が常駐する必要がある一方で、軽油や A 重油の配達販売や兼業事業の L P ガス販売などもあるため、S S の運営に必要な人材も十分に確保できていない状況にある。

### ■ タンクがないため、タンクローリーによる仕入れができず、ドラム缶の取り扱いが煩雑で、人員の負担が大きい。

- ・ 石油製品をタンクローリーで仕入れるためには、受入側に固定式タンクが必要であるが、渡名喜島には固定式タンクがないため、タンクローリー輸送による仕入れができない。
- ・ タンクローリーによる仕入れができないため、ドラム缶で仕入れを行っているが、渡名喜港から給油所までドラム缶を輸送する際には、フォークリフトでの取り回しが必要になるとともに、ドラム缶から簡易計量機への移し替えが必要になるなど、仕入れにかかる負担が大きい。
- ・ なお、以前は自社保有のフォークリフトを使用していたが、故障したため現在は渡名喜村役場のフォークリフトを借用してドラム缶輸送を行っている。
- ・ 仕入先においても、ドラム缶による石油製品の供給は、タンクローリーによる供給に比べて作業負担が大きくなっている。

### ■ L P ガスの供給も途絶するおそれがある。

- ・ 上述のとおり、渡名喜石油販売所では、石油製品の販売と併せて L P ガスの販売も行っており、島内における唯一の L P ガス供給事業者である。当該事業者が廃業した場合、L P ガスの供給も途絶することとなり、島民の日常生活に大きな支障をきたす恐れがある。
- ・ 村民アンケート調査においても、回答のあった世帯の 90% が L P ガスの安定的・持続的な供給が「必要だと思う」と回答しており、安定供給の確保が強く求められている。

### ■ 渡名喜島の消費者の多くが、現在の「営業日・営業時間」に不便を感じている。

- ・ 回答のあった世帯の 66% が石油製品の購入に不便を感じており、そのうち、「営業日が少ない・営業時間が短い」ことに最も不便を感じている。
- ・ 事業者へのヒアリング調査においても、「営業日・営業時間」に対するご意見が最も多かった。

### 3. 解決方策の検討

#### (1) 解決方策の全体像

上記の問題点・課題を解決するため、下表のとおり、解決方策を検討する。

表IV-4 問題点・課題と解決方策の全体像

問題点・課題	→	解決方策
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 渡名喜石油販売所では、廃業の意向がある<ul style="list-style-type: none"><li>・石油製品の需要量の減少</li><li>・SS運営に必要な人員の確保ができない</li><li>・タンクがないため、タンクローリーによる仕入れができず、ドラム缶の取り扱いが煩雑で人員の負担が大きい</li></ul></li></ul>	→	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 新たなSS運営事業者を確保する<ul style="list-style-type: none"><li>・将来にわたって、安定的・持続的にSSを運営する事業者を確保する</li></ul></li><li>■ SS運営事業者に負担が生じない形で施設・設備を整備する</li><li>・現状の施設・設備の継続利用/新たな施設・設備の整備の検討</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>■ LPガスの供給も途絶するおそれがある</li></ul>	→	<ul style="list-style-type: none"><li>■ SS運営事業者の運営負担を軽減する<ul style="list-style-type: none"><li>・既存SSのサポートを受けながら、SS運営体制の整備を進める</li><li>・SS運営事業者の経営努力で賄えない赤字は、渡名喜村が補助することで、SS運営事業者の運営負担を軽減する</li></ul></li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>■ 渡名喜島の消費者の多くが、現在の「営業日・営業時間」に不便を感じている</li></ul>	→	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 住民・事業者の利便性を確保し、安定的な供給体制を維持する<ul style="list-style-type: none"><li>・支出と利便性を考慮した営業日・営業時間・サービス内容とする</li></ul></li></ul>

#### (2) 新たなSS運営事業者を確保する

渡名喜村におけるSSは、住民生活、漁業などの地域の経済活動を支える燃料供給拠点として必要不可欠であり、アンケート調査の結果においても、回答のあった世帯の94%が、「SSが必要だ」と認識している。

島内における燃料供給機能が失われることがないよう、将来にわたって、安定的・持続的にSSを運営する事業者を確保する。

また、回答のあった世帯の90%が、LPガスの安定的・持続的な供給が「必要だと思う」と回答しており、ガソリンスタンドに加えて、LPガスの安定的・持続的な供給を求める声も多かったことから、新たなSS運営事業者には、LPガスの供給もあわせて担ってもらうことで、LPガスの安定的・持続的な供給も行う。

### (3) S S 運営事業者に負担が生じない形で施設・設備を整備する

#### 1) 現状の施設・設備の継続利用/新たな施設・設備の整備の検討

##### ■現状の施設・設備をそのまま利用する

賃借・購入等により現状の渡名喜石油販売所の施設・設備をそのまま利用して、営業を継続する。なお、S S 運営事業者に新たな負担が生じないよう、設備の入れ替え等が必要な場合には、国や県の補助金を活用することで、費用負担そのものの低減を図るとともに、渡名喜村が費用を負担して施設・設備を整備する。

なお、荷姿についても、既存のドラム缶からの変更等は行わず、簡易計量機による給油・販売を継続することとする。

##### ■既存の給油所とは別の場所で新たに施設・設備を整備する

既存の給油所とは別の場所で新たに施設・設備を整備する場合、コンテナ型給油所（ローリーでの受け入れが可能なコンテナ型地上タンク・計量機一体型設備）を新たに設置するというのも有効な選択肢ではあるものの、渡名喜石油販売所の令和6年度実績の月間平均販売量は、全油種合わせて約9.5KL程度しかなく、コンテナ型給油所を導入した場合、想定される販売量に対して設備規模が過大となり、過剰設備となる恐れがある。

また、国や県の補助金を活用した場合であっても、初期整備費用や維持管理費用を考慮すると、費用対効果の面で合理性を確保することが困難である。

そのため、既存の給油所とは別の場所にコンテナ型給油所を新たに整備する案は、採用しないこととする。

### (4) S S 運営事業者の運営負担を軽減する

#### 1) 既存S S のサポートを受けながら、S S 運営体制の整備を進める

石油製品販売にあたっては危険物取扱者乙種第4類、L P ガス販売にあたっては高圧ガス販売主任者（第二種）の資格が必要であり、これらの有資格者を新たな運営事業者において直ちに確保することは容易ではない。このため、当面は既存のS S 運営事業者（渡名喜石油販売所）による運営支援（サポート）を受けながら、S S 運営を行い、人材面での運営負担の軽減を図る。

また、新たな運営事業者においても従業員が給油業務やL P ガス販売に必要な資格を段階的に取得することを促進する。これにより、既存事業者と新事業者の双方で運営を支え合いながら、有資格者の確保を進め、円滑な事業承継を図るとともに、将来的には新事業者単独で安定的にS S を運営できる体制を構築する。

## 2) SS運営事業者の経営努力で賄えない赤字は、渡名喜村が補助することで、SS運営事業者の運営負担を軽減する

新たな運営事業者によるSS運営にあたって、現状の渡名喜村の需要量（販売量）で安定的に経営することは、渡名喜石油販売所と同様に困難であると想定される。

新たな運営事業者の経営努力のみでは解消できない赤字が発生した場合は、渡名喜村が赤字補填をするなどの補助を行うことにより、運営事業者の財政的負担が生じないようにし、運営負担を軽減する。これにより、SS運営の継続性を確保するとともに、過度な経営負担が事業者に集中することを防ぎ、安定的な燃料供給体制の維持につなげる。

## （5）住民・事業者の利便性を確保し、安定的な供給体制を維持する

### 1) 定休日の変更

これまでの定休日（土・日）の場合、金曜日に給油できなかつた消費者は、月曜日まで2日間待たなければならなかつた。そこで、例えば定休日を水曜日と日曜日とすることで、連続の定休日をなくし、少なくとも1日待てば給油できるようにする。

図IV-1 定休日の変更

	月	火	水	木	金	土	日
変更前	営業日	営業日	営業日	営業日	営業日	定休日	定休日
	月	火	水	木	金	土	日
変更案	営業日	営業日	定休日	営業日	営業日	営業日	定休日

### 2) 営業時間の変更

現在の営業時間は、石油製品の需要量の減少に伴つて、平日8～10時、16～18時に限定されており、住民・事業者は「営業時間が短い」ことに最も不便を感じている。そのため、朝夕の営業時間をそれぞれ1時間程度延長するなど、消費者の行動実態に即した柔軟な営業時間の設定を検討する。

図IV-2 営業時間の変更

		8:00	10:00	16:00	18:00
変更前	-	2H 営業	-	2H 営業	-
		8:00	11:00	16:00	19:00
変更案	-	3H 営業	-	3H 営業	-

## 4. 具体的な運営体制の検討と収支シミュレーション

### (1) 具体的な運営体制の検討

ここでは、新たなSS運営事業者の収支のシミュレーションを行うにあたり、運営体制を検討する。なお、提示した運営体制は案であり、渡名喜村・渡名喜石油販売所・りゅうせき・新たなSS運営事業者の協議により最終決定する。

#### 1) 営業内容

営業内容は、これまで渡名喜石油販売所が担っていた以下の業務をそのまま引き継ぐ。

- ・ガソリン・灯油・軽油の店頭販売
- ・灯油・軽油・A重油の配達販売  
(灯油:18Lポリ缶の軽貨物車、軽油:2KLローリー、A重油:950Lローリー)
- ・りゅうせきが島内火力発電所にA重油を納品する際の立ち合い
- ・LPガスの販売・配達(軽貨物車)

#### 2) 施設・設備

P45で示したとおり、石油製品販売業務およびLPガス販売業務の実施にあたり必要となる施設・設備・車両のうち、渡名喜石油販売所の施設（土地・家屋を除く）は、渡名喜村が渡名喜石油販売所から購入することとし、修繕が必要な場合は、渡名喜村が費用を負担して修繕を行う。継続利用できない設備・車両は渡名喜村が新規に購入することにより整備する。土地および家屋（事務所用建物）は、渡名喜村が渡名喜石油販売所から賃貸したうえで、新たなSS運営事業者に貸借する。

表IV-5 石油製品販売業務およびLPガス販売業務に実施に必要な施設・設備の状況

業務	施設・設備	取得形態	修繕・更新の要否	修繕・新規購入の費用見込(税抜)
石油製品販売業務	簡易計量機(ガソリン用)	新規購入	要更新	120万円程度
	簡易計量機(軽油用)	中古購入	要更新	-
	軽油用ローリー(容量未定)	新規購入	要更新	1,300～1,500万円/台
	A重油用ローリー(容量未定)	新規購入	要更新	
	防火塀	中古購入	要修繕	100万円程度
	危険物屋内貯蔵所	中古購入	要修繕	100万円程度
	危険物屋外貯蔵所	新規整備	-	費用不明
LPガス販売業務	一般取扱所	新規整備	-	費用不明
	容器置き場	中古購入	-	-
	配達用軽貨物車	中古購入	-	-
その他	土地	賃貸	-	-
	事務所用建物	賃貸	-	-
	フォークリフト	新規購入	要更新	費用不明

### 3) 営業日・営業時間

営業日は、週5日とする。また、定休日は、連続2日間となることがないよう、水曜日及び日曜日などにする。

ガソリン・灯油・軽油の店頭販売の営業時間は、現状の朝夕の営業時間（8～10時、16時～18時の計4時間営業）から、それぞれ1時間ずつ延長し、8～11時、16～19時の計6時間営業とする。また、灯油・軽油・A重油の配達販売およびL Pガス販売業務の営業時間は、11～16時の5時間営業とする。

### 4) 人員体制

#### ① 必要人員

人員体制は、石油製品販売業務およびL Pガス販売業務を安全かつ適正に実施するため、関係法令（消防法、液化石油ガス法等）を遵守することを前提に、必要最小限の人員として、常時2名勤務を基本とした3名体制によるローテーションとする。

なお、上記の人数は、業務内容、販売量、営業時間等を総合的に勘案したうえでの最低必要人数であり、これを下回る体制とした場合には、法令遵守や緊急時対応の面で安定した事業運営の確保が困難となるおそれがある。

#### ② 必要資格

石油製品販売業務およびL Pガス販売業務を行うにあたっては、下表のとおり、資格保有者が必要となる。

表IV-6 各業務に必要な資格と人数

業務	資格	人数	備考
石油製品販売業務	危険物取扱者 乙種第四類	1名	営業時間中は常に有資格者を配置する必要あり。また、給油取扱所では有資格者を危険物保安監督者として選任する必要あり。
L Pガス販売業務	第二種販売主任者 (業務主任者・業務主任者の代理者)	2名	ポンペの交換作業、バルブ開閉等は有資格者が行う必要あり。

上記を踏まえ、石油製品販売業の実施にあたっては、3名全員が危険物取扱者乙種第四類資格を取得し、うち1名を危険物保安監督者に選任する。

また、L Pガス販売業務の実施にあたっては、3名のうち2名が第二種販売主任者資格を取得し、そのうち、1名が業務主任者（6か月の実務経験が必要）、もう1名が業務主任者の代理者（6か月の実務経験、または指定講習の修了が必要）となる。

### ③ 雇用形態

契約形態別の人件費単価や法定福利費は下表のとおりとする。

なお、週 30 時間以上の勤務者は法定福利費（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等）の雇用者側負担が生じるため、法定福利費として人件費の 16%を計上する。また、週 20 時間以上の勤務者は労働保険（雇用保険、労災保険）の加入が義務付けられるため、労働保険料として人件費の 0.95%を、週 20 時間未満勤務者は労災保険の加入が義務付けられるため、労災保険料として人件費の 0.35%を計上する。

表IV-7 契約形態別の人件費単価と法定福利費

契約形態	人件費単価	法定福利費
パートタイム労働者 週 30 時間以上勤務	時給 1,023 円 ※令和 7 年 12 月時点の沖縄県の最低賃金。	人件費の 16%とする (社会保険、労働保険)
パートタイム労働者 週 20~30 時間勤務	※危険物乙 4 資格及び第二種販売主任者資格が必要なため、資格手当として、1 資格につき月 5,000 円を上乗せ。	人件費の 0.95%とする (労働保険)
パートタイム労働者 週 20 時間未満勤務		人件費の 0.35%とする (労災保険)
正社員・正職員	月額 190,000 円 ※管理手当として、月 10,000 円を上乗せ。	人件費の 16%とする (社会保険、労働保険)

### ④ 勤務条件

石油製品販売業務・LPGガス販売業務については、いずれも危険物を取り扱う事業であるため、責任の所在を明確にする観点から、正社員・正職員を 1 名配置し、日常的な業務管理、保安対応、緊急時対応等を担うこととする。

また、石油製品販売業務は、営業時間が朝夕に限られていることから、パート職員を 2 名配置することで、短時間営業に対応しつつ、欠勤時の代替や有休取得にも対応できる体制とする。

表IV-8 勤務条件

人員	勤務内容	時給	日勤務時間	週勤務日数	週勤務時間	月勤務日数	月勤務時間	人件費(円/月)	法定福利費(円/月)	手当(円/月)
パート1人目	主に SS業務	1,023円/h	3.5時間	5.0日	17.5時間	21.0日	73.5時間	75,191	714	10,000
パート2人目		1,023円/h	3.5時間	5.0日	17.5時間	21.0日	73.5時間	75,191	714	5,000
正社員・正職員	LPG業務 全般管理	1,206円/h	7.5時間	5.0日	37.5時間	21.0日	157.5時間	190,000	30,400	20,000
								合計	305時間	407,209

## ⑤ 勤務シフト

配置している勤務シフトとして、ガソリン・灯油・軽油の店頭販売については、営業時間中に必ず1名を配置するとともに、LPガス販売業務については配送、容器交換、保安対応等を1名が担当する体制を基本とする。

また、通常業務時間に加え、開店準備および閉店準備に要する時間をそれぞれ30分ずつ勤務時間として算定しており、実際の業務実態を反映した勤務時間設定としている。

加えて、職員の有給休暇取得や突発的な欠勤が生じた場合においても、代替配置により業務継続が可能な体制としている。

表IV-9 勤務シフト

時間	SS運営	パート（SS早番）	パート（SS遅番）	正社員・正職員（配達・LPガス交換・検針・事務作業）
7:30		出勤→開店準備	—	
8:00	開店	通常勤務	—	
8:30			—	出勤→通常勤務
11:00	閉店	退勤	—	※配達販売・LPガス交換・検針・事務作業・他業務との兼務
		—	—	
16:00	開店	—	出勤→通常勤務	
17:00		—		退勤
19:00	閉店	—	閉店対応・レジ締め	
19:30		—	退勤	

## (2) SSの収支シミュレーション

### 1) 収支シミュレーションの前提条件の整理

上記の具体的な取組内容を踏まえた収支シミュレーションの前提条件は、下表のとおりとする。

表IV-10 収支シミュレーションの前提条件の整理

項目	条件設定						
【収入】							
販売量	・渡名喜村の2024年度の石油製品需要（実績値）が国の需要予測と同様に推移するものとして推計する。						
粗利単価	・渡名喜石油販売所と同程度での販売を前提とし、粗利単価は、35円/L（税抜）とする。						
L Pガス・その他	・L Pガスの基本料金1,800円（税抜）、従量料金700円/m <sup>3</sup> （税抜）とする。また、L Pガスの需要は、石油製品の需要量と同様に推移するものとして推計する。 ・その他に、りゅうせきが島内の火力発電所へA重油を納入する際に立ち合いを行い、その手数料を收受する。						
【支出】							
人件費	<p>【人員体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SSの早番・遅番としてパートタイム労働者各1名が3.5時間勤務（週17.5時間勤務）、石油製品の配達・LPガス交換・検針・事務作業等の要員として正社員・正職員1名が7.5時間勤務する体制とした。</li> </ul> <p>【人件費単価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働者の時給は、1,023円/hとした。 ※R7年12月時点の沖縄県の最低賃金。</li> <li>なお、危険物乙4・高圧ガス販売主任者の資格が必要なため、資格手当として、1資格につき月5,000円を上乗せした。</li> <li>正社員の給与は月額190,000円とした。 ※管理手当として、月10,000円を上乗せした。</li> </ul> <p>【法定福利費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定福利費は以下を適用し、正社員・正職員が16%、パートが0.95%とした。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>週30時間以上の勤務者</td><td>人件費の16%（社会保険、労働保険）</td></tr> <tr> <td>週20時間以上の勤務者</td><td>人件費の0.95%（労働保険料）</td></tr> <tr> <td>週20時間未満の勤務者</td><td>人件費の0.35%（労災保険料）</td></tr> </table>	週30時間以上の勤務者	人件費の16%（社会保険、労働保険）	週20時間以上の勤務者	人件費の0.95%（労働保険料）	週20時間未満の勤務者	人件費の0.35%（労災保険料）
週30時間以上の勤務者	人件費の16%（社会保険、労働保険）						
週20時間以上の勤務者	人件費の0.95%（労働保険料）						
週20時間未満の勤務者	人件費の0.35%（労災保険料）						
土地・建物賃借料	・新たなSS運営事業者が負担するものとして、仮に50,000円/月とした。						
施設維持・管理費	・新たなSS運営事業者が負担。						

項目	条件設定
	<ul style="list-style-type: none"> <li>計量機は、計量法にもとづき、<u>7年に1回</u>の頻度で計量機検定を行う必要がある。計量機の検定費用は、50,000円（税抜）とし、運営開始後7年目以降に7年に1回実施するものとした。※りゆうせきより聴取。</li> <li>揮発油は、品確法にもとづき、<u>10日に1回</u>の頻度で分析を行うとともに、検査結果について記録を作成し、保存しなければならない。品確法分析委託料は、初年度のみ「軽減申請分析」費用（48,000円（税抜））+「軽減分析」費用（10,200円（税抜））がかかり、2年目以降は「軽減分析」費用（10,200円（税抜））のみとなる。 ※揮発油の生産業者等から給油所までの主たる流通経路を予め定め、揮発油の品質について、その全ての者が連帯保証を行ったうえで、「認定」を受けた場合は、<u>1年に1回</u>の分析に軽減することができる。</li> </ul>
車両維持・管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなSS運営事業者が負担するものとして、以下の通りとした。</li> <li>ローリーは、消防法にもとづき、<u>5年に1回</u>の頻度で点検を行う必要がある。ローリーの点検費用は、25,000円/槽（税抜）とした。※りゆうせきより聴取。</li> <li>ローリーのメーターは、計量法にもとづき、<u>5年に1回</u>の頻度で計量機検定を行う必要がある。ローリーのメーター点検費用は、50,000円/機（税抜）とした。※りゆうせきより聴取。</li> <li>フォークリフトは、労働安全衛生法にもとづき、1年に1回の頻度で特定自主点検を行う必要がある。フォークリフトの特定自主点検費用は、40,909円（税抜）とした。※座間味島の特定自主点検費用を流用。</li> <li>使用する車両は、道路運送車両法にもとづき、ローリーは運営開始後2年目以降に<u>1年に1回</u>、軽貨物車は、<u>2年に1回</u>の頻度で検査を行う必要がある。車検の費用は、200,000円（税抜）とした。※りゆうせきより聴取。</li> </ul>
海上輸送費	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油製品・LPガスの仕入及び空容器の島外移出に係る海上輸送費。</li> <li>石油製品の海上輸送費は年間約84万円（令和5年度実績）が生じているが、沖縄県石油製品輸送等補助事業により全額補助されるため0円とした。</li> <li>LPガスの海上輸送費は20kg ボンベ換算として、往復675円/本（税込）として数量に応じて変動するものとした。</li> </ul>
その他販売費・一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たなSS運営事業者が負担するものとして、R6年度実績を適用した。</li> </ul>
営業外収益	<ul style="list-style-type: none"> <li>石油製品輸送等補助事業による倉入料補助（12円/L（税抜））×販売数量</li> </ul>

## 2) 収支シミュレーション結果

### ① 運営初年度（令和9年度）の収支シミュレーション

運営初年度（令和9年度）の収支シミュレーション結果は下表のとおり。運営初年度は約194万円の黒字となる見込みである。

表IV-11 運営初年度の収支シミュレーション結果

単位：円

	月間	年間	備考
粗利額	718,587	8,623,040	
石油製品	311,231	3,734,773	
販売量（L）	8,892	106,708	
粗利単価（円/L）	35	35	
L Pガス・その他	407,356	4,888,267	
販売費・一般管理費	663,436	7,961,235	
人件費（賞与・福利厚生費含む）	407,209	4,886,508	
正社員・契約社員の人件費	190,000	2,280,000	1名
正社員・契約社員の福利費・手当	50,400	604,800	法定福利費16%+資格・管理手当
パート・アルバイトの人件費	150,381	1,804,572	2名
パート・アルバイトの福利費・手当	16,428	197,136	法定福利費0.95%+資格手当
土地・建物賃借料	50,000	600,000	
施設維持・管理費	4,850	58,200	
計量機メーター検定代	0	0	運営開始後7年目に発生
品確法分析委託料	4,850	58,200	
車両維持・管理費	3,409	40,909	
ローリー定期点検	0	0	運営開始後5年目に発生
ローリーメーター点検代	0	0	運営開始後5年目に発生
フォークリフト定期点検	3,409	40,909	参考値（座間味島）
車検	0	0	新規購入の場合2年目以降に発生
海上輸送費	21,463	257,559	LPガス分のみ
その他販売費・一般管理費	176,505	2,118,059	R6年度実績
営業利益	55,150	661,805	
営業外収益	106,708	1,280,494	石油製品輸送等補助事業
営業外費用	0	0	
営業外損益	106,708	1,280,494	
経常利益	161,858	1,942,299	

## ② 2045 年度までの収支シミュレーション

2045 年度までの収支をシミュレーションした結果は下表のとおり。

これによると、渡名喜村が運営経費の補助を行う必要が生じるのは、2036 年度の見込みである。

表IV-12 2045 年度までの収支シミュレーション

単位：千円

	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045
粗利額	8,623	8,469	8,319	8,172	8,030	7,891	7,755	7,623	7,495	7,369	7,247	7,128	7,012	6,898	6,788	6,680	6,575	6,472	6,372
石油製品	3,735	3,656	3,580	3,505	3,433	3,362	3,293	3,226	3,161	3,097	3,035	2,974	2,915	2,858	2,801	2,747	2,693	2,641	2,590
販売量（KL）	107	104	102	100	98	96	94	92	90	88	87	85	83	82	80	78	77	75	74
粗利単価（円/L）	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
L P ガス・その他	4,888	4,812	4,739	4,667	4,597	4,528	4,462	4,397	4,334	4,272	4,212	4,154	4,096	4,041	3,986	3,934	3,882	3,831	3,782
販売費・一般管理費	7,961	8,397	8,168	8,387	8,356	8,577	8,395	8,568	8,239	8,757	8,230	8,550	8,222	8,689	8,412	8,535	8,207	8,527	8,199
人件費（賞与・福利厚生費含む）	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887	4,887
正社員・契約社員の人件費	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280	2,280
正社員・契約社員の福利費・手当	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605	605
パート・アルバイトの人件費	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805
パート・アルバイトの福利費・手当	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197	197
土地・建物賃借料	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
施設維持・管理費	58	10	10	10	10	10	10	157	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計量機メーター検定代	0	0	0	0	0	0	147	0	0	0	0	0	0	0	147	0	0	0	0
品確法分析委託料	58	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
車両維持・管理費	41	530	306	530	504	730	406	730	406	928	406	730	406	730	604	730	406	730	406
ローリー定期点検	0	0	0	0	74	0	0	0	0	74	0	0	0	0	74	0	0	0	0
ローリーメーター点検代	0	0	0	0	124	0	0	0	0	124	0	0	0	0	124	0	0	0	0
フォークリフト定期点検	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
車検	0	489	265	489	265	689	365	689	365	689	365	689	365	689	365	689	365	689	365
海上輸送費	258	252	247	242	237	232	227	222	218	214	209	205	201	197	193	189	186	182	179
その他販売費・一般管理費	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118	2,118
営業利益	662	71	151	-215	-326	-686	-640	-944	-744	-1,388	-983	-1,422	-1,210	-1,791	-1,624	-1,854	-1,632	-2,055	-1,827
営業外収益	1,280	1,254	1,227	1,202	1,177	1,153	1,129	1,106	1,084	1,062	1,041	1,020	999	980	960	942	923	905	888
営業外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外損益	1,280	1,254	1,227	1,202	1,177	1,153	1,129	1,106	1,084	1,062	1,041	1,020	999	980	960	942	923	905	888
経常利益	1,942	1,325	1,378	987	851	466	489	162	339	-326	57	-403	-211	-811	-664	-913	-708	-1,149	-939

### (3) S S 運営事業者の経営努力で賄えない赤字が発生した場合の対応の検討

石油製品販売事業およびL P ガス販売事業において、新たな運営事業者の経営努力のみでは解消できない赤字が発生した場合は、渡名喜村が赤字補填を行う仕組みを構築することで、運営事業者の財政的負担を軽減する。

#### 1) 補助対象

石油製品販売事業およびL P ガス販売事業の運営に起因して発生した赤字を対象とし、その他の事業に係る収支については補助対象外とする。

#### 2) 実施手順

補助の実施手順は以下のとおりとする。

##### ①事業実績報告の提出

運営事業者は、毎年度終了後、当該年度における石油製品販売事業およびL P ガス販売事業の収支の状況について、渡名喜村へ事業実績報告書を提出する。

##### ②事業実績の確認・審査

渡名喜村は、提出された事業実績報告書の内容について、収支の妥当性や経営努力の状況等を確認し、石油製品販売事業およびL P ガス販売事業に係る実績が適正であるか審査を行う。

##### ③赤字相当額の算定

審査の結果、石油製品販売事業およびL P ガス販売事業において赤字が生じていると認められる場合には、当該事業に要した経費および収入の内容を基に、補助対象となる赤字相当額を算定する。

##### ④補助の実施

算定された赤字相当額については、渡名喜村が補助を行うことにより、運営事業者に過度な財政的負担が生じないよう支援する。

なお、補助の実施にあたっては、経費の内容や経営状況が適正であることを前提とし、不適切な支出や過度な経費計上が認められる場合には、補助対象外とすることができるものとする。

## V. 渡名喜村ＳＳ過疎地対策計画

### 1. 対策の基本方針

渡名喜村における対策は、問題点・課題に応じた以下の4つの方針に基づいて実施する。なお、計画への対策の掲載内容については、対策の必要性の検証を行った上で、関係者間で協議を行い、最終決定する。

#### (1) 新たなＳＳ運営事業者を確保する

渡名喜村における石油製品の供給について、廃業を検討している渡名喜石油販売所に代わり、将来にわたって、安定的・持続的に担ってもらえる事業者を確保する。

#### (2) ＳＳ運営事業者に負担が生じない形で施設・設備を整備する

運営事業者の変更に伴い、給油所の施設・設備が将来にわたって安定的・持続的に運用できるよう、施設・設備の状況を確認したうえで、必要な投資を行う。新たな投資が必要な場合には、新たな運営者に費用負担が生じないよう、渡名喜村が中心となって施設・設備を整備する。

#### (3) ＳＳ運営事業者の運営負担を軽減する

新たな運営事業者が安定的・持続的にＳＳ運営を継続できるよう、渡名喜村によるＳＳ経営への支援（赤字分の補填）等を行うことで、運営負担を軽減する。

#### (4) 住民・事業者の利便性を確保し、安定的な供給体制を維持する

住民・事業者から営業時間・営業日に対する要望が多くあったことから、必要なときに必要な量の石油製品・ＬＰガスを安定的に購入できるよう、営業日・営業時間の確保や供給体制の改善を図る。

### 2. 対策内容

#### (1) 新たなＳＳ運営事業者を確保する

渡名喜村におけるＳＳは、住民生活、漁業などの地域の経済活動を支える燃料供給拠点として必要不可欠である。

島内における燃料供給機能が失われることがないよう、将来にわたって、安定的・持続的に担ってもらえる事業者を確保する。

なお、石油製品の供給と並んで、ＬＰガスの供給も滞るおそれがあることから、新たなＳＳ運営事業者には、ＬＰガスの供給もあわせて担ってもらうようにする。

#### (2) ＳＳ運営事業者に負担が生じない形で施設・設備を整備する

賃借等により現状の渡名喜石油販売所の施設・設備をそのまま利用して、営業を継続する。なお、ＳＳ運営事業者に新たな負担が生じないよう、設備の入れ替え等が必要な場合

には、国や県の補助金を活用することで、費用負担そのものの低減を図るとともに、渡名喜村が整備主体となり、施設・設備を整備する。

なお、荷姿についても、既存のドラム缶からの変更等は行わず、簡易計量機による給油・販売を継続することとする。

表V-1 石油製品販売業務およびL Pガス販売業務に実施に必要な施設・設備の状況（再掲）

業務	施設・設備	取得形態	修繕・更新の要否	修繕・新規購入の費用見込（税抜）
石油製品販売業務	簡易計量機（ガソリン用）	新規購入	要更新	120万円程度
	簡易計量機（軽油用）	中古購入	要更新	－
	軽油用ローリー（容量未定）	新規購入	要更新	1,300～1,500万円/台
	A重油用ローリー（容量未定）	新規購入	要更新	
	防火塀	中古購入	要修繕	100万円程度
	危険物屋内貯蔵所	中古購入	要修繕	100万円程度
	危険物屋外貯蔵所	新規整備	－	費用不明
L Pガス販売業務	一般取扱所	新規整備	－	費用不明
	容器置き場	中古購入	－	－
その他	配達用軽貨物車	中古購入	－	－
	土地	賃貸	－	－
	事務所用建物	賃貸	－	－
	フォークリフト	新規購入	要更新	費用不明

### （3）SS運営事業者の運営負担を軽減する

石油製品販売にあたっては危険物取扱者乙種第4類、L Pガス販売にあたっては高圧ガス販売主任者（第二種）の資格が必要となるため、新たな運営事業者内にて有資格者が確保できるまでの間は、既存のSS運営事業者（渡名喜石油販売所）による運営支援（サポート）を受けることで、人材面での運営負担の軽減を図る。

また、現状の渡名喜村の需要量（販売量）で経営することは、渡名喜石油販売所と同様に困難であると想定される。そのため、新たな運営者によるSS運営が継続できるよう、渡名喜村によるSS経営への支援（赤字分の補填）等を行うことで、新たな運営者に追加の運営負担が生じないようにする。

### （4）住民・事業者の利便性を確保し、安定的な供給体制を維持する

住民および事業者の利便性を確保し、安定的な供給体制を維持するため、営業日や営業時間の見直しを図るとともに、より利用しやすいサービス体制を整備する。

なお、営業日や営業時間の拡大により、人件費が増大し、より多くの利益を確保する必要も出てくることから、利便性と実利の両者を踏まえた最適解を模索する。

### 3. アクションプラン

新たなSS運営事業者を選定し、SS運営事業者に負担が生じない形で施設・設備を整備するとともに、将来にわたって、安定的・持続的に事業を継続できるよう、以下の通り、取り組むこととする。

なお、実施内容・スケジュールは計画策定時点の想定とし、協議状況によっては適宜修正・実施時期の見直し等を行うものとする。

#### (1) 新たなSS運営事業者の確保に向けた条件整理・事業者選定（実施時期：令和8年1月～4月）

渡名喜村は、渡名喜石油販売所に代わり、石油製品及びLPガスの供給を担う事業者の確保に向けて、条件の整理を行うとともに、事業者の選定を行う。

具体的には、島内の燃料需要量、現行SSの運営実態、想定される収支状況等を整理した上で、施設・設備は村が整備主体となること、SS運営に係る赤字分については村が補填すること等、新たな運営事業者に過度な負担が生じない事業スキームを整理する。

その上で、渡名喜村内の事業者を中心に打診を行い、新たなSS運営事業者を選定する。

#### (2) 新たなSS運営事業者の体制づくり（許認可申請・資格取得）（実施時期：令和8年4月～12月）

選定された新たなSS運営事業者は、石油製品販売業務およびLPガス販売業務を実施するために必要な体制整備を進める。

具体的には、危険物取扱に係る各種許認可申請や、危険物取扱者等の必要資格の取得、運営に必要な人員配置の検討・確保等を行う。

#### (3) 施設・設備整備に係る補助金申請（実施時期：令和8年4月～8月）

渡名喜村は、決定した整備方針に基づき、給油所の施設・設備整備に係る補助金申請を行う。

補助金については、「自治体によるSS継承等に向けた取組支援事業（燃料供給に関する計画に基づく設備整備等事業）」等の国・県補助制度の活用を想定し、申請期限等を踏まえた上で交付申請を行う。

なお、「自治体によるSS継承等に向けた取組支援事業（燃料供給に関する計画に基づく設備整備等事業）」を活用する場合、利用可能な対象設備は、簡易計量機のみとなる。

#### (4) 給油所施設・設備の整備（実施時期：令和8年9月～令和9年1月）

渡名喜村は、補助金交付決定を受けた後、整備主体として給油所の施設・設備整備を実施する。

具体的には、既存施設を活用して石油販売業務・L P ガス販売業務を安定的に行うために必要な設備更新（簡易計量機の更新、ローリーの更新 等）や改修工事（危険物屋内貯蔵所の修繕、防火塀の修繕 等）を行う。

#### (5) 新たなSS運営体制による運営開始（実施時期：令和9年2月）

施設・設備整備が完了した後、新たなSS運営事業者は、渡名喜村と締結した協定内容に基づき、給油所の運営を開始する。

あわせて、石油製品及びL P ガスの安定供給を図るとともに、営業日・営業時間については、住民及び事業者の利便性と運営の持続性の両面を踏まえた形で運用を行う。

運営開始後は、一定期間経過後に利用状況や収支状況を検証し、必要に応じて運営内容の見直しを行うものとする。



---

渡名喜村 S S 過疎地対策計画

令和 8 年 2 月  
渡名喜村

---

渡名喜村役場 総務課  
〒901-3692 沖縄県島尻郡渡名喜村 1917 番地の 3 電話 : 098-989-2002

(調査) 株式会社日本能率協会総合研究所

---